

大日本地震史料

卷之十六

弘化四年三月二十四日信州地震ノ五

〔大地震洪水災害記録〕

善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、文部省震災豫防調査會所藏、

越後國々夫食買入米之儀に付、申上候書付、

覺

越後國

一米千八拾石、

此儀貳千七百俵、

但四斗入、

米千五百俵、

千五拾俵、

陣屋許着米之分、

内 四百五拾俵、

柏原預、

米千貳百俵、

善光寺渡米、

右者、私支配所信濃國高井郡、水内郡村々、當二月中之大地震、翌四月十三日之大洪水共、古今未曾有之災變、村々共悉及難澁、地震後自然と米穀拂庭高直に相成居候處、洪水にて猶又引上げ、所持罷在候もの共も、當秋之作柄を危踏、貯圍置候様罷成、既に洪水之節、差懸り及飢候もの共救遣し度、

廻村先に而焚出米買入候處、高直之上、賣米無之、漸其節入用米之分買集候儀に而、本多豊後守領分中者、穀留申付候程之儀に有之、諸向共至而不融通に相成、何共氣ヶ敷事に存候間、不取敢身元箇成之もの共申諭、柏原宿本陣問屋兼帶中村六左衛門儀者、身元も宜、律儀成もの付、得と申合、當四月中、最寄越後國頸城郡小笠原信助支配所、并神原式部大輔御預り所村々に於て、書面之通買入米致し、夫食に差支候もの共救方相成候様、爲賣渡候積、追々陣屋許江着米致し候間、災害村々江其段觸渡候處、右之響合候哉、諸向共追々出米有之、相場も次第に下落致し、買入方差支無之様罷成候趣申出候村々多、差支買受度旨申立候村々江は差遣し、相残り候分は備置、當秋作柄を見定候上は、勝手次第に爲賣捌候積、差向不用の姿に相成候は、却而宜、全觸渡の他國々入米の響に而自他地米の出方相進、相場も次第に下落致し候段、偏買入米取計候故、融通立直候由、村々申立候儀に有之、當節の様子に而者、暑中之照込、至極順季宜候間、此上不時の憂無之候は、無難植付出來候分者、豊熟之年柄、夫食に差支無之取續可申哉に奉存候、依之此段申上置候、以上、

弘化四年七月

高木清左衛門 印

御勘定所

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

御書狀拜見仕候、然者當地地震に付、潰家、破損家多分有之、

夫々普請修覆等差加候に付而者、自然俄人手間賃、諸色鐵物

等、引上候様成有之候而者、災害を受候もの、彌難澁之次第

に付、右様の儀無之様、支配所之分江者、夫々觸達致し置、最

寄私領御料所々振合を以、役場江通達致し、且災變に付而者、

支配所世話も行届候趣相聞候得共、此上手附手代共、心得違

無之様心附可申、右之趣奉行衆御沙汰に付被仰聞候旨、御紙

面の趣承知仕候、右者諸職人手間賃、諸色直段等之儀、無謂

引上候趣粗相聞候間、當四月中、支配所村々江者、別紙寫之

通り觸渡置候得共、御料私領一體に無之候而者、示方も不行

届儀に付、今般御達之趣、別紙案之通、猶支配所村々江嚴敷

申渡、災害難澁之儀者、御料私領一般の儀に付、最寄私領役

場江も打合、取締方可仕候、且手附手代ども、心得違無之様

申達、精々心附候様可仕候、右爲貴答如此御座候、以上、

六月晦日

高木清左衛門 印

増田金五郎様

竹内清太郎様

岡田利喜次郎様

今般之大地震、大洪水之儀者、前代未聞之儀、災害村々極難に
陥り、既に急難御救拜借等被仰付候、然る處追々小屋懸け、潰

家修覆に取懸り候に付、身分に應じ、諸職人日雇稼之もの雇

入候處、次第に作料日雇賃耀上げ、其外諸材諸色に至る迄、

直段引上げ候趣粗相聞、不埒之至に候、凶作飢饉等之節と

違、穀類に相響き候譯無之處、災害村々の虚に乗じ、利欲に

迷ひ、無謂直段引上げ候段、不届至極、依之米穀等相當の直

段を以賣買致し、下々難澁不及様可致、作料日雇等、定之外

餘分の賃錢取申間敷、此上不埒の取計致もの於有之者、急度

可蒙吟味條、其旨可存、災害村々艱難汲譯、決而不實の取計

致間敷候、此廻狀、早々順達留り村々可相返候也、

中野

未四月廿日

御役所

總廻狀

差上申御請書之事、

當御支配所信州高井郡、水内郡村々、大地震に付、潰家、破損
屋多分有之、追々普請修覆に取懸り候處、諸職人手間賃、諸
色直段等、無謂引上げ候に付、不埒之取計仕間敷旨、當四月
中、御觸渡有之候處、此度職人手間賃、諸色鐵もの等、引上候
様成儀有之候而者、災害を請候もの共、彌難澁之次第に付、
右様の儀無之様嚴重可申渡旨、御勘定所々御達御座候間、猶
精々村役人共心得、當四月中、御觸渡の趣堅相守候様可仕、
尤不時御糺の上、不埒之取計致し候もの有之候はゞ、急度被

蒙御吟味候間、心得違仕間敷段、不洩様可申聞旨、被仰渡之趣、一同承知奉畏候、依之御請印形差上申處、如件、

弘化四年七月

信州高井水内郡村々

總連印

中野

御役所

以手紙致啓上候、彌御安全被成御勤、珍重奉存候、然者當三月大地震、翌四月中之大洪水共、古今未曾有之災害、村々極難に陥、追々小屋懸修覆に取懸り候處、諸職人日雇之もの、作料日雇賃耀上げ、其外諸材木諸色に至迄、直段引上げ候趣相聞候間、當四月中、別紙寫之通、支配所村々江觸渡置候處、猶又此度職人手間賃、諸色鐵物等、引上げ候様有之候而者、災害を受候もの共、彌難澁之次第に付、右様之儀無之様、嚴重可申渡旨、江戸表御勘定所方御達有之候間、猶又其段村々江申渡候、災害難澁之儀者、御料私領一般之儀、示方も一體に無之候而者不行届に付、御打合取締致度、御意存も無之候はゞ、其御領分之儀も、可然御觸渡有之候様致度存候、右之段可得御意清左衛門申聞如此御座候、以上、

七月四日

萩野 廣助

小林甚右衛門

松代

岡島 莊藏様

竹村 金吾様

山寺源太夫様

磯田 音門様

飯山

廣田孫太夫様

中條次左衛門様

須坂

駒澤勇左衛門様

河野 連様

駒澤式左衛門様

六川

寺島善兵衛様

玉木 肇様

追而本文之趣、飯山、須坂、六川役場江も及打合、此段御心得迄に御意へ、且其御預り所之儀者、此度御勘定所方同様御達有之候哉、御達無之候はゞ、其筋御懸り江も可然御打合可被下候、且又善光寺町之儀者、御進退場の儀に付、是又可然御取計御座候様致度奉存候、以上、

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

口上覺

兼而御届申上候通、去る三月廿四日夜大地震之節、寺領町方不殘燒失仕、家財等も同様に而、差當露命相續難相成候に付、救米買入、所々江頼入候得共、一體善光寺之儀者、高不相應に人別も多御座候間、右不殘救米相調候儀、法中之手先に而行届兼、難澁至極仕候處、當國中野當時御代官高木清左衛門殿、支配所御救米之儀、殊之外骨折、越後邊方追々米被相調候由及承候處、隣端先前々御用頼仕置候間、御同人方江飛札を以相頼候處、寺領人命救之儀故、早速承知、支配所救米之内米千貳百俵相譲り被吳候に付、畢竟右世話故、寺領のもの共救方行渡、不殘忝大慶仕候、右之通格別之御世話に相成候に付、此段御届申上候、以上、

未七月

佛頂院權僧正

信州大地震に付、牟禮宿外三ヶ宿御救拜借伺書、

覺

金千七百四拾七兩、

最初伺金高、

内金四百三拾兩、

再調相減候分、

御代官所

信州水内郡牟禮宿外三ヶ宿

一金千三百拾七兩、

大地震相續拜借金、

但當未方酉迄三ヶ年延、翌戌方來る巳迄貳ヶ年賦、壹ヶ年金六拾五兩三步永百文宛、返納之積、

此譯、

總家數百八拾九軒、内潰家百八拾貳軒、

七軒、

無難之分、

内 百五軒、

平百姓身箇成もの、除之、

拾六軒、

御傳馬人足之内、除之、

殘六拾壹軒、内拾軒燒失、

金三百六拾兩貳步、

牟禮宿、

内譯、

金四拾兩、

本陣壹軒、

金貳拾五兩、

脇本陣壹軒、

金百八兩、

旅籠屋九軒、

但壹軒に付、金拾貳兩、

金七拾五兩、

御傳馬人足相勤候もの之内廿五人、

但壹軒に付、金三兩、

金百拾貳兩貳步、

馬持廿五軒、

但壹軒に付、金四兩貳步、

總家數百九軒、内潰家百七軒、

貳軒、

無難之分、

內四拾八軒、前同斷之分、除、

四軒、前同斷之分、除、

殘五拾五軒、

金貳百四拾七兩貳步、

大古間宿、

內譯、

金六拾兩、

旅籠屋五軒、

但前同斷、

金七拾五兩、

御傳馬人足前同斷、
廿五入分、

但前同斷、

金百貳兩貳步、

馬持廿五軒、

但前同斷、

總家數貳百七拾四軒、內潰家百五拾四軒、

百貳拾軒、無難之分、

內九拾壹軒、前同斷之分、除之、

六軒、前同斷之分、

殘潰家五拾七軒、

金三百拾貳兩貳步、

柏原宿、

內譯、

金四拾兩、

本陣壹軒、

金貳拾五兩、

脇本陣壹軒、

金六拾兩、

旅籠屋五軒、

但前同斷、

金七拾五兩

御傳馬人足前同斷、
廿五入分、

但前同斷、

金百拾貳兩貳步、

馬持廿五軒、

但前同斷、

總家數貳百三拾三軒、內潰家百拾貳軒、

九拾壹軒、無難之分、

內七拾六軒、前同斷、除之、

貳軒、前同斷、

殘六拾四軒、

金三百九拾六兩貳步、

野尻宿、

內譯、

金四拾兩、

本陣壹軒、

金貳拾五兩、

脇本陣壹軒、

金百四拾兩、

旅籠屋拾貳軒、

但前同斷、

金七拾五兩

御傳馬役人足前同斷、
廿五入分、

但前同斷、

金百拾貳兩貳步、

馬持貳拾五軒、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

文段以前之通、

但前同斷、

信州大地震に付、牟禮宿外三ヶ宿御救拜借伺書、

覺

御代官所

信州水内郡牟禮宿外三ヶ宿

一金千七百五拾四兩、

大地震に付、宿々御救拜借金、

但當未々酉年三ヶ年延、翌戌方來る已迄貳拾ヶ年賦、壹ヶ年金八拾七兩貳步永貳百文づゝ返納の積、

此譯、

總家數百八拾九軒、内潰家百八拾貳軒、

内 七軒、

無難之分、

内 百五軒、

平百姓身元可成のもの、除之、

殘潰家七拾七軒、内拾軒燒失、

金五百貳拾兩、

牟禮宿、

總家數貳百七拾四軒、内潰家九拾四軒、半潰家六拾軒、

内 百貳拾軒、

無難之分、

内 九拾壹軒、

前同斷之分、除之、

殘潰家六拾三軒、

金四百四拾六兩、

柏原宿、

總家數百九軒、内潰家百四軒、半潰家三軒、

内 貳軒、

無難之分、

内 四拾九軒、前同斷之分、除之、

金貳百五拾八兩、

大古間宿、

總家數貳百三拾三軒、内潰家八拾三軒、半潰家六拾軒、

内 九拾軒、

無難之分、

内 七拾五軒、

前同斷之分、除之、

殘六拾八軒、

金五百三拾兩、

野尻宿、

右者、私御代官所信州水内郡北國往還牟禮宿、外三ヶ宿之儀、當三月廿四日方翌廿五日迄之大地震、宿内家居皆潰に相成、桁、梁、并矧目、臍木等、其外建具類共打碎、諸道具悉打毀、銘々貯置候雜穀之類、俵物者押崩し散亂致し、地中吹出候泥水冠、家居、田畑、山林共、一時に覆候奇變之體、絶言語恐怖仕、人馬即死怪我等多分有之、未曾有之變事に付、艱難之次第申上、急難御救筋之儀相伺候處、伺之通御救并用惡水路自普請等之爲手當、金貳千五百兩拜借被仰付、右者良民共地方向々拜借金、凡見積り金高に有之候處、當四月十三日夜方之大洪水にて、尙又災害之場所多、殊に急難御救之儀者、當

然之救方、何共相續出來兼候趣申立、極難之次第無相違候間、此度再御救金相伺候處、宿方之儀者、農事に不拘、御傳馬御用相勤、都而別段之取扱、御出方も違候間、引分別段相伺候儀に有之、右宿々之儀者、素々貧窮に有之、宿相續出來兼候趣、歎訴罷在候折柄之災害、何も捨置候而者、宿方及退轉、既に皆潰家に相成、銘々散々に立退、悲歎途方に暮罷在、跡片付も不致其儘差置、御朱印御證文之繼立に差支、助郷等も無之、宿々一般之災害に付、助合候儀も出來兼、宿内及亡所候上者、迎も宿相續出來不申旨届出候處、私領持宿場共違、御料所宿々、何様之儀有之候共、御朱印御證文之儀者、連々繼立不申候而者、御威光御取締にも拘り難捨置、支配所無難村々申諭、遠方も助人足、右宿々江差遣、無着御用爲相勤、且北國大名江戸表勤番之家來、異變前出立之分、追々差向滯罷在、是又私之旅行に無之、主人參勤に就而之往復、等閑に致し置がたく、依之差懸り救方、夫々手當致し遣、漸人馬繼立出來、傳馬人引受相勤候様被成候間、先達而諸通行繼立仕候段、御届差出候儀に者御座候得共、宿々之難澁難盡申上、當日暮方にも差支候程之儀に付、今以宿内小屋懸けも不致、潰家其儘差置、國中一體之災害に付、更に融通出來不申、迎も銘々家作之手段無之、住居渡世を失ひ候而者、妻子路頭迷(に脱カ)、無餘儀

及離散候様可罷成、左候而者御朱印御證文者勿論、北國大名松平加賀守始、毎年參勤交代之面々、并勤番之家來、往復之休泊、人馬繼立、旁差置可申(支カ)、何分此儘難差延置候間、得と御賢察被成下、此度之災害者、前代未聞之儀に付、出格之思召を以、宿方御救、御仁惠之御沙汰相待候方手段無御座候間、書面宿々御傳馬御用相勤候もの共、行立相續出來候哉、爲御救書面之金千三百拾七兩、伺之通永年賦拜借金被仰付候様仕度奉存候、依之此段奉伺候、以上、

弘化未年四月

高木清左衛門 印

御勘定所

北國往還牟禮宿外三ヶ宿、御救拜借金出候に付、申上候書付、

私支配所北國往還信州水内郡牟禮宿外三ヶ宿、大地震古今未曾有之大災、宿々共及亡所、宿場働候末々之もの共者及飢渴、離散之ものも追々出來、人馬繼立、御傳馬御用難相勤、宿内可及退轉にも次第に付、急難救方夫々手當致し遣、御傳馬御用差支無之様、傳馬人足、并本陣、脇本陣、旅籠屋共、相續方之儀精々取調、御救拜借金、先達而伺書差出候處、宿々金高、潰家應じ不同有之候間取調直、可成丈一體に減方致し可差出旨御談に付、再調仕候處、潰家應じ不同有之の儀者、宿

震災豫防調查報告第四十六號

乙

宿拜借人共人數多分に寄候故之儀にて、總潰家江引當候而者不同に相成、右之廉江並合能様宿々金高取調候而者、事實を失ひ、右者宿々拜借人共内譯之廉區々之儀無之於て者、總潰家江見合不同有之候共、不相當之譯には無御座、併此度總體に減方致し候様御談に就て者、精々勘辨致し候得共、一體右御救伺之儀者、前代未聞之災害、類例見合等も無之、尤右等に拘り取調候事柄に無御座、極難に陥必至之場合、宿々潰家艱難之次第、不被目も當不便至極、片時も難捨置、何様にも御手厚に御救被成下度心得に候得共、御出方之儀をも勘辨仕、精々省略極々之處、金高取調相伺候儀にて、此上減方之儀、私心得に者不應候得共、御談之儀に付、本陣、脇本陣等者身柄之ものも有之候間、右之廉并馬買代之儀者、當時雇馬にて繼立罷在、餘荷之儀者、宿方重立之もの江爲取計、傳馬人之内御定人數之外者相除、右之廉々にて、金四百三拾兩相減候得共、事實に於て者、減候間相當とは難申上儀に付、可相成者元通之金高拜借被仰付度、且旅籠屋傳馬人共、馬持等之拜借金、壹軒當り之儀者、素々見合等無之、此度之災害江引當、手薄に見積取調候儀にて、右拜借金而已にて者、中々旅人休泊相成候様之家作出來不申者差知れ候儀、其餘者銘々手段、何れも家作者渡世之元手、取建不申候而者、妻子扶持

相成兼候間、銘々何様にも足金才覺之心得に付、書面之通り拜借相伺候、若此上減方被仰付候而者、迎も相續出來不申に付、左様之思召に候はゞ、見分之もの被差遣、得と窮迫之次第御糺、宿方相續、御傳馬御用無滞相勤候様御仕法被成遣候はゞ、於私も如何許難有安堵仕候、宿々極難に迫り罷在候間、今般相伺候御救拜借金迄に而者、迎も不行届、其餘之儀者、身元箇成重立之もの江融通方厚く世話致し遣、箇成爲相續度心得に御座候、松平加賀守方之儀者、無類之變災難澁に可有之、宿々相當之手當金願差出候様、其筋役人共々相達候段申出候儀に有之候、御救伺書差出候に付、此段申上候、以上、

未八月

高木清左衛門 印

御勘定所

信州大地震に付、牟禮村宿外三ヶ村、相續拜借伺書、

覺

御下知濟金高、

御代官所

一金四百七拾四兩、

信州水内郡牟禮村外三ヶ村

大地震相續拜借金、

但當申々已迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金四拾七兩壹歩永百五拾文づく、返納之積り、

但伺金高千貳百八拾七兩江割合、金百兩に付、
内譯

貳拾七兩永百四拾九文八分内に當る、

金百四拾五兩三步、 牟禮村、

金八拾六兩貳朱、 大古間村、

金九拾五兩貳朱、 柏原村、

金百四拾七兩、 野尻村、

右者、私御代官所信州水内郡牟禮村外三ヶ村之儀、北國往還人馬繼立候村方に御座候處、當三月廿四日夜を翌廿五日迄之大地震に而、家並皆潰、又者半潰等に相成、桁、梁、并矧目、臍木等、其外建具類とも打碎、諸道具悉打毀、銘々貯置候雜穀之類者致散亂、地中を吹出候泥水を冠、家居、田畑、山林とも、一時に覆、人馬即死怪我等多分有之、右村々之儀者、近年譯而及貧窮候折柄に而、潰家に相成候もの共者、銘々散々に立退、悲歎途方に暮、人馬繼立方に差支、素々助郷村々者一切無之、平日迎も諸家中其外落合、何程人馬遣拂候共、其村限に而繼立候儀、殊に此度者一般之災害に付、相互に助合候儀も出來兼、迎も人馬繼立方難相成旨届出候間、御朱印御證文之儀者、連々繼立不申候而者、御威光御取締にも拘り難捨置、支配所無難村々江申諭、遠方を助人馬差遣、漸繼立候様罷成候得共、右村々之難澁難盡申上、尤地震に付急難御救之

由申上、金貳千五百兩、當夏中、拜借被仰付候處、右者、地方向之百姓共江夫々貸渡、人馬繼立に拘り候もの共者、別段拜借相伺候趣を以、貸渡不申、當日元續方致世話罷在候處、繼場村々助成御貸附年賦御下金之分、一時に御下戻の儀も願出候に付、其段相伺候處、伺之通御下金御座候間、人馬繼立方に拘り候もの共者勿論、其餘世話方致し候もの共迄、拜借金御下知濟迄之内、右御下金を以、銘々假小屋補理度旨申上候間、助成金之儀者、人馬繼立方第一之備に付、相續仕法立致し、追々相伺候積りに付、萬一下切等之心得に者、渡方決而不相成、此上拜借金御下知之上割渡候はゞ、直に返上致し、人馬繼立方に差支無之様可致事に候はゞ、一ト先可下遣旨申諭候處、一同承伏仕候間、右四ヶ村のもの共數百軒江夫々割渡、漸假小屋出來候得共、今以潰家其儘差置候もの共多、近郷一體之災害に付、金銀融通更に出來不申、迎も銘々家作之手段無之、住居渡世を失ひ候而者、妻子共路頭に迷ひ、無餘儀及離散候様可成行、左候而者、御朱印御證文者勿論、北國大名松平加賀守始、參勤交代之面、并家來往復之休泊、人馬繼立方に、碇と差支可申、何分此儘難差置、追日差迫候もの共者、被下切等之歎願申出候得共、容易に可相願筋に無之、潰家に相成候者一般之事にも有

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

之、旁得と及理解、被下切者不申上、乍去平日助郷等無之、何れも其村方限人馬を以繼立候儀に付、人馬相勤候もの共、餘計に申付置候故、拜借金高も自然相嵩候得共、此度之災害者、前代未聞之儀に付、出格之御沙汰を以、一同相續出來候様、拜借被仰付度、當五月中相伺候砌、北國往還人馬繼場に付、本陣旅籠屋之類、廉譯致し差出候處、金高減方、其外品々掛り方談等有之、再々應取調直、當九月中、別紙寫之通尙又伺書差出置候處、牟禮宿外三ヶ宿之儀、脇往還に付、五街道同様に拜借者難相成、併此度之災害者、全非常之事に付、實に無據事に候はゞ、外村々之振合を以相續方、別段取調可申立旨、御附紙に而今般被仰渡候間、得と勘辨仕候處、外村々一統御救拜借之分者、追々御下知相濟候に付、繼場村々之もの共も、時々御下知之否伺に罷出候故、最早近々御沙汰も可有之旨申諭置候折柄にも有之、且者外村々之振合を以拜借相伺候而者、實以參勤之大名休泊、并人馬繼立方、差支可申は顯然に付、右被仰渡之趣申渡候はゞ、繼場村々之名目に而者、迺も拜借不被仰付忤心得違仕、如何様之儀仕出候哉も難計、安心仕兼候間、此度被仰渡之趣者何分難申聞、於私も當惑之次第に付、前書之金千貳百八拾七兩者、別紙伺書寫之通、廉譯を取集候總金高辻に御座候間、右村々地震に付、御

救相續として拜借、書面年賦割合之通、返納被仰付候様仕度奉存候、尤も御勘定組之儀者、別紙を可申上候、依之奉伺候、以上、

弘化四年十一月

高木清左衛門 印

御勘定所

御附紙

書面相續拜借之儀、伺之通に者難申付條、金四百七拾四兩、御金藏方請取之貸渡、當未一ヶ年延、來申年方已迄拾ヶ年賦返納之積、御勘定組之儀者、別紙を以相伺、且軒別割合方之儀者、難澁厚薄等勘辨之上、相續方差支無之様、渡方可被取計候、

未十二月

押切

金五郎

大地震急難御救拜借金、取計方伺書、

覺

大地震急難御救拜借、

高金貳千五百兩之内、

内 金貳百六拾九兩三步、 自普請村々御手當貸之分、

金貳千貳百三拾兩壹步、 急難御救貸渡候分、

御代官所
當分御預り所

信州高井郡九拾壹ヶ村

一金千三百八拾四兩永百廿五文、
急難御救拜借金、年賦返納可被仰付候分、

内

金貳百六拾九兩三步、

自普請爲御手當貸渡候分、

高金貳千貳百三拾兩壹步、

金千百拾五兩永百廿五文、

急難爲御救貸渡に可相成分、

是者拜借金之内、五分通年賦返納之積り、

但當未々迄迄五ヶ年延、翌子々寅迄拾五ヶ年賦、壹ヶ

年金九拾貳兩壹步永七拾五文づく、返納之積、

元金貳千貳百三拾兩壹步之内、 右同斷九拾壹ヶ村

一金千百拾五兩永百廿五文、 急難爲御手當可被下分、

是者拜借金高之内、五分通被下切之積、

右者、私御代官所、當分御預り所、信州高井郡、水内郡村々、當

三月廿四日夜、古今未曾有之大地震災害之次第者、其砌方追

追申上候通、潰家夥敷、家財諸道具等悉打毀、即死怪我人等

多く、國中自他一般之奇難、差當り當日夫食に差支及飢渴候

間、相及候丈者救方手當致し遣晝夜取調、急難御救拜借金伺

書差出候處、早速伺之通御下知被成下、御下金に相成候間、

不取敢村々江割賦貸渡、極難に陥、途方暮罷在候折柄、不存

寄速之御救金、偏に御仁惠御慈悲之程、一同舉而難有奉存、

人氣静り精力を得、右に而假小屋補理、當然之凌方出來候

處、銘々貯之穀物者、潰家下に相成、殊に散亂致し、土砂水冠

等に相成、捨候分多、貧窮之もの共、其以前々夫食之貯無之

もの共者、礪と差支、鹽、味噌等も同様之儀、及飢候もの共多

有之候間、貯穀貸渡爲取續候中、當四月十三日夜、犀川上山

崩押埋候場所、一時に切破り、千曲川筋俄に大洪水、兼而村

村覺悟者致し居候得共、是又前代未聞之水害、川通村々、溺

死怪我人夥敷家居諸道具夫食等迄、不殘流し候分有之、災變

打重り候村々、其節之危難荒亡之次第、哀至極憂苦仕水欠に

而、就而者差當り夫食之救方致し遣、一統差迫り候内にも、

兩災に逢候村々者、別而之儀、取續方手段無御座、取絶り候

方外致し方無之趣申之、追々種々歎願申出、無餘儀次第に付

取調、再御救拜借、此度別紙を以相伺候儀に有之、然る處他

支配、私領共、最初急難救方者、多少共遣し切の由に候處、前

書急難御救金貸渡候得者、未他向之儀者、更に救筋手當等無

之處江拜借被仰付候間、御威光格別に難有心得候處、追々諸

向之様子承傳、水内郡村々之内、川上金吾助支配所入交之村

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

村有之、同人方急難御救として米金被下切、水害村々者、猶別段に御救被下金下げ渡有之候由、私支配所、最初見分取調候頃者、地震間際之儀に而、潰家散亂、小前老若男女泣喚、怪我人共者倒苦痛罷在、村役人共者周章居、巨細之調方出來不申、見居(据)も無之御失墜被下切之儀者難申上、不取敢急拜借之儀申上候儀に而、私支配所に限り、皆式不被下事に相成候而者、人氣にも拘り可申哉、勿論今以被下切等之儀は、更に不申出、神妙之心得方に付而者、猶更難捨置、書面之通急難御救拜借金貸渡候内、五分通り者被下切に被成下候様仕度、取束候處に而者大金に及候得共、數千軒に割合候而者纔之儀に相當り、此度兩災之奇變者、古々無之無類之儀に而、不得止事猶再拜借相伺候程之儀に付、被下切之分、文政度越後國地震之節被下金、并此度金吾助支配所被下方御見合被下、此度相伺候被下切總體取束候金高、少分とも被思召候はゞ、極難之儀に付御増被下候様仕度、何分厚御評議可被下候、右被下切并年賦返納之金高、夫々御下知之次第に寄、御勘定組之儀者、別紙を以相伺候様可仕奉存候、依之一村限り貸渡仕譯帳壹冊相添、此段奉伺候、以上、

弘化四年八月

高木清左衛門

御勘定所

本文可被下分、

一金千百拾五兩餘、

一金百拾壹兩餘、

一金六百貳拾四兩、

合金千八百五拾兩餘、

(所カ)
是者土中皆土中埋被下切、別紙を以相伺候分、是者此度再御救伺之内、被下切之分、
全被下方に可相成分、

急難御救金貸渡一村限り仕譯書、

覺

一金貳千五百兩、

急難御救拜借金、

金貳千貳百三拾兩壹步、

金貳百六拾九兩三步、

此譯、

金三拾五兩三步、

金五拾七兩三步、

金拾四兩、

金拾四兩貳步貳朱、

金拾三兩貳步貳朱、

金拾壹兩、

金五拾七兩、

金七拾兩、

金四拾三兩、

上新田村、

安田村、

山根村、

山岸村、

吉村、

其綿村、

七瀬村、

片鹽村、

西江部村、

付々急難爲御救拜借金貸渡候分、同斷普請所爲手當拜借金貸渡分、

金四拾七兩、東江部村、
 金百五拾兩、赤沼村、
 金三拾七兩、赤沼河原新田、
 金拾五兩、中尾新田、
 金三拾七兩、內町、
 金四拾五兩、坂中新田、
 金七拾兩、下駒澤村、
 金貳拾兩、高山村、
 金貳拾五兩、落合村、
 金三拾四兩壹步貳朱、野村上村、
 金五兩、茶磨山村、
 金貳拾五兩、袖之山村、
 金拾壹兩壹步貳朱、坂口村、
 金拾壹兩、夏川村、
 金拾三兩貳步、地藏窪新田、
 金九拾兩、柏原村、
 金百貳拾兩、野尻村、
 金九拾兩、大古間村、
 金拾九兩壹步、小古間村、
 金三拾兩、同去眞光寺村、
金左衛門組、

金三拾七兩貳步、同村嘉右衛門組、
 金六拾兩、牟禮村東組、
 金百兩、同西組、
 金貳拾五兩、臺ヶ窪新田、
 金六拾兩三步、小玉村、
 金六拾八兩壹步、小沼村、
 金三拾八兩、戶隱新田、
 金貳拾兩壹步、柳新田村、
 金三兩三步、芹澤村、
 金五兩、下木島村、
 〓金千六百三拾壹兩、
 金拾兩貳步、柳澤村、
 金六兩、西間村、
 金三兩三步、岩船村、
 金四兩貳步、間長瀬村、
 金九兩三步、吉田村、
 金八兩壹步、田上村、
 金拾六兩貳步、壁田村、
 金九兩三步、間長瀬村新田、
 金貳拾兩壹步、田麥村、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

金拾五兩三步、	安源寺村、
金貳拾七兩、	赤岩 <small>新田共</small> 村、
金拾五兩、	厚貝村、
金拾九兩、	天神堂村、
金四拾五兩、	野坂田村、
金拾貳兩、	西條村、
金拾貳兩三步、	上木島村之内大明、 <small>(村脫力)</small>
金壹兩貳步、	寒澤、
金五兩壹步、	中町、
金九兩、	西町、
金拾兩、	坂井村、
金五兩、	岩井村、
金拾五兩、	矢島村、
金九兩三步、	原村、
金三拾兩、	三才村、
金五兩、	辻屋村、
金七兩貳步、	板橋村、
金六兩、	稻附村、
金七兩貳步、	石橋村、
金六兩、	横手村、

金貳拾三兩壹步、	德間稻倉、
金八兩壹步、	上野村、
金拾貳兩三步、	御料村、
金三兩、	中島村、
金五兩、	戸草村、
金拾九兩貳步、	落影村、
金六兩、	北川村、
金三兩、	水澤村上組、
金拾七兩、	同下組、
金五兩、	大塚新田、
金八兩、	上野新田、
金拾壹兩壹步、	大倉崎村、
金拾六兩壹步、	西條村東組、
金貳拾三兩、	同西組、
金三拾三兩、	高坂村、
金五百四拾七兩三步、	宮之腰村、
金貳兩、	栗林村、
金七兩貳步、	新保村、
金五兩貳步、	若宮村、
金壹兩、	

金壹兩、
金井村、

金六兩貳步、
押切村、

金壹兩三步、
北岡村、

金三兩三步、
下笠原村、

金四兩、
立ヶ花村、

金三兩、
岩井新田、

金三兩貳步、
午出村、

金三兩貳步、
越村、

金八兩貳步、
深澤村、

×金五拾壹兩貳步、

小以金貳千貳百三拾兩壹步、
急難爲御救貸渡候分、

金三拾五兩、
山根村外五ヶ村、

用水路自普請手
當拜借、

金五兩、
深澤村、

右同斷、

金拾五兩、
赤岩村外二ヶ村、

右同斷、

金貳拾五兩、
田上村外貳ヶ村、

右同斷、

金拾兩、
岩井新田、

金五兩、
山岸村、

右同斷、

金貳拾兩、
水澤組合村々、

右同斷、

金貳拾兩、
釘田村、

右同斷、

金貳兩三步、
新保村、

右同斷、

金五兩、
矢島村、

右同斷、

金五兩、
岩井村、

右同斷、

金拾五兩、
野坂田村、

右同斷、

金七兩壹步貳朱、
安源寺村外壹ヶ村、

右同斷、

金三兩壹步、
牟禮村、

右同斷、

金拾貳兩、
柏原村、

金五兩三步、

野尻村、

一金四兩壹步永貳百拾九文四分、
七分金三兩壹步、
牟禮村、

金九兩貳朱、

赤沼村、

一金拾七兩永七拾九文壹分、
七分金拾貳兩、
柏原村、

金拾三兩壹步、

水澤村、

一金八兩壹步永百貳文、
七分金五兩三分、
野尻村、

金貳拾八兩壹步、

水澤村外六ヶ所、

一金拾三兩永六拾八文八分、
七分金九兩貳朱、
赤沼村、

金貳拾八兩、

赤沼村外壹ヶ村、

一金拾八兩三步永百八拾八文、
七分金拾三兩壹步、
水澤村、

小以金貳百六拾九兩壹步、

自普請所爲御手當貸渡之
分、

高金四拾八兩三步永貳百貳拾貳文
五分、
水澤村外六ヶ村、

右之通に御座候、以上、

未八月

高木清左衛門印

覺

私領出金、

高井郡

安源寺村、

高金百貳拾兩永百八文九分、
赤沼村外壹ヶ村、

一金拾兩貳步永百拾七文五分、

外壹ヶ村、

一金四拾兩永百三拾四文九分、
眞田信濃守領分、

七分金七兩壹步貳朱、

水内郡

七分金貳拾八兩、
中尾村、

外金七拾九兩三步永貳百貳拾四文、

私領出金、本多豊後守領分、

南郷村外四ヶ村、

合金百五拾貳兩三步永百八拾七文七分、

七分金百兩、

御代官所、當分御預り所、信州高井水内郡村々、大地震御救被

下方、再拜借伺書、

覺

村高貳萬八千五百六拾石九升四合壹勺、

家數四千七百六拾軒、

内三千四百八拾三軒、此度御救方不相願分、

御代官所

當分御預り所

信州高井水内郡七拾ヶ村

御救再伺過、

一金貳千九百拾貳兩、

潰家千貳百六拾壹軒、

外拾六軒、土中埋之分、別段相伺候、

此譯、

金六百貳拾四兩、

御救被下方相願候分、

潰家三百拾貳軒、

但壹軒に付、
金貳兩づゝ、

金貳千貳百八拾八兩、

再拜借相願候分、

潰家九百四拾九軒、

但當未_方亥迄五ヶ年延、翌子_方寅迄拾五ヶ年賦、壹ヶ年金百五拾貳兩貳步永三拾三文三分宛、未年者金百五拾貳兩貳步永三拾三文八分、返納之積、

内

金百拾壹兩、

但壹軒に付、
金三兩づゝ、

潰流失家三拾七軒、

金千七百六拾五兩、

但壹軒に付、
金貳兩貳步づゝ、

皆潰家七百六軒、

金四百拾貳兩、

但壹軒に付、
金貳兩づゝ、

半潰家貳百六軒、

右者、私御代官所、當分御預り所、信濃國高井郡、水内郡村、當二月廿四日夜、古今未曾有之大地震、災害之次第者、其砌_方追々申上候通、潰家夥敷、家財諸道具等悉打毀、即死、怪我人多く、國中自他一般之奇難、差當り當日夫食に差支及飢渴候間、相及候丈者救方手當致し遣、急難御救拜借金伺書差出候處、伺之通御下知被成下、御下げ金に相成候間、不取敢村々江割賦貸渡、極難に陥、途方に暮罷在候折柄、不存寄速之御救金、偏に御慈悲之程、一同舉而難有奉存、人氣靜り精力を得、右に而假小屋補理、夫食之手當、當然之凌方出來候

震災豫防調査報告第四十六號

乙

處、銘々貯之穀物者、潰家之下に相成、殊に散亂致し、土砂水冠等に相成、夫食乏貯無^(之カ)のもの共者、儲と差支、貯鹽噌等も同様之儀、及飢候もの共多有之候間、貯穀貸渡爲取續候中、當四月十三日夜、犀川上土崩押埋候場所、一時に切破り、千曲川筋俄之大洪水、兼而村々覺悟者致し居候得共、是又前代未聞之水害、川通村々、溺死怪我人夥敷、家居諸道具夫食等迄押流し、災害打重り候村々、其節之危難荒亡之次第、哀至極憂苦仕、水災に就ても當難夫食之救方致し遣、追々稻作植付時節に向候處、苗代泥冠に相成不用立、麥作菜種其實法最中、木綿大豆等者生立懸け候處、泥水冠候分者不熟致し、村々畑方引願出候得共、精々利解申聞爲相堪候儀に有之、差向田方苗代に差支、耕作肝要之時節取外し、田方植付不相成候而者、明年迄之夫食に差支候間、手後れに不相成候様、苗糶再蒔、畑方毛替作、可成丈仕付方勸農厚世話致し、銘々假小屋出來候上者、先づ潰家取片付、修覆等者跡に致し、農業相勵候様申諭候趣承仕、堅相守、村々共氣力を爲勵、用水絶之場所者、種々手段致し、高下不陸之田地者、可相成丈用水懸り工風、稻作出來候丈之分者植付、其餘者毛替作致し、手後に不相成様仕付、畑方木綿大豆水腐之跡江者、大豆再蒔、粟稗蒔付、田畑共植付相片付候上に而、潰家取片付懸り候間、大に相後れ、

小屋懸之儘に而者、迎も冬之凌相成兼、當時専ら銘々右之手當修覆に取懸り居候、然る處村々共困窮之もの共者、不慮之變災に逢、如何とも可致様無之、今日露命繫兼候もの共者、迎も潰家取繕者勿論、夫食にも差支、洪水にて潰家諸道具押流し候もの共者、猶更之儀、自他親類身寄之者共も、同様難澁致し、助力致し吳候ものも無之、取繕御憐愍相願候外可仕様無之旨、村々歎願致し、他支配他領共、艱難之もの同様願出候由申立候間、相糺候處、箇成に營もの共も未假小屋に罷在候もの多く有之、長々雨濕を受け、此節村々時疫瘧煩候もの有之、難澁之もの共見居もなく、假小屋に罷在候而者、冬分に至り、寒國風雪に被侵、飢凍身命に拘り、且者彌々住居を失ひ候はゞ、無據他國稼等に離散致し候ものも多く可有之、是迄相凌、折角爲取續候詮も無之、此上人別減少致し候はゞ、地震洪水之荒亡損地之上、手餘荒地等出來候而者、村々相續仕兼、御收納にも響可申、當時之様子に而者、暑中之照込、氣候之運も宜候間、此上天災之憂無之候はゞ、無難之田方者、相應之作柄に至り、夫食之差支は有之間敷哉に奉存候處、書面難澁之もの共、種々才覺仕候得共、何分潰家取繕、并家財、農具等損失之分買求候手段無之候間、不得止事再御救之儀相伺候儀に有之、極難之もの共者拜借被仰付候共、迎も

返納之手段無御座、被下方相願候、右者文政之度越後國大地震とは事變り、當國之儀者至而烈敷、數郡變之場所廣く、就中、水内郡、高井郡者大災、殊に洪水共、兩度之災害艱難之次第、古今無類之儀に者御座候得共、西九御炎上以來、引續御物入多御時節、深相辨、御失墜不益之儀無之様、精々取調、可相成丈相減取纏候得共、何分數拾ヶ村之儀に付、取束候而者(上カ)金高嵩、相減候際不相見、全災害村數多故之儀無是非、此段減様無御座候間、越後國文政之度御救金被下方拜借金等之御出方に割合御見競被下候はゞ、減方之模様相分り可申哉に奉存候間、出格之譯を以、書面伺金高無御減、伺之通被仰付、寒冷之趣候間、艱難之もの共相凌候様、早々御下知被成下度奉存候、然る上者御勘定組之儀者、別紙を以相伺候様可仕候、依之再拜借一村限帳壹冊相添、此段奉伺候、以上、

弘化四年八月

高木清左衛門 印

御勘定所

御代官所、當分御預り所、信州高井水内郡村々、大地震再拜借

伺書、

覺

村高三萬六千六百三拾五石貳斗三升四合貳勺、

總家數五千八百五拾三軒、

潰家貳千九百四拾五軒、

内半潰七百八拾五軒、

潰家數百貳軒、

是者急難御救拜借伺差候後、(出脱カ)潰家届出候分、

内半潰三拾壹軒、

三百五拾八軒、

貳百三拾七軒、

拾三軒、

三軒、

千百九拾貳軒、

千貳百四拾四軒、

御代官所

當分御預り所

信州高井水内郡八拾四ヶ村

一金五千貳百貳拾八兩壹歩、

地震御救拜借金、

但未々亥迄五ヶ年延、翌子々未迄貳拾ヶ年賦、壹ヶ年

金貳百六拾壹兩壹歩永百六拾貳文五分づゝ、返納之

積り、

金貳千五百兩、

急難御救拜借金

當四月御下げ金之分、

内金貳百六拾六兩三歩、

再拜借之内証貸渡候分、

高金貳千九百九拾五兩、

再拜借願金高、

內金貳百六拾六兩三步、

急難御救拜借金之内か
貸渡可申分、

金貳千七百貳拾八兩壹步、

再拜借、此度御金藏々可
請取分、

內譯、

金貳千五百三拾五兩、

但壹軒に付、
金貳兩貳步づ、

皆潰家千拾四軒、

金四百六拾兩、

但壹軒に付、
金貳兩づ、

半潰家貳百三拾軒、

右者、私御代官所、當分御預り所、信州高井、水内郡村々、當三月廿四日夜之大地震災害之次第者、其砌々追々申上候通、潰家夥敷、家財諸道具等悉打毀、即死怪我人多、一般之奇難、差當り當日夫食に差支及飢渴候間、夫々救方手當致し遣、急難御救拜借金伺書差出候處、伺之通御下知被成下、御下金に相成候間、不取敢村々江割賦貸渡、極難に陷、途方に暮罷在候折柄、不存寄速之御救金、偏に御慈悲之程、一同舉而難有奉存、人氣靜り精力を得、右に而假小屋補理、夫食之手當、當然之凌方出來候處、銘々貯置候穀物者、潰家下に相成、殊に散亂致し、土砂水冠等に而、礪と差支、貯鹽噌等も同様之儀、及飢候もの共多有之候間、貯穀貸渡爲取續候内、當四月

十三日夜、犀川上山崩押埋候場所、一時に切破り、千曲川筋俄之大洪水、兼而村々覺悟者致し居候得ども、是亦前代未聞之水害、川通村々者打重り候危難、荒亡之次第、哀至極にて、右水災に就候而も、當難夫食之救方致し遣、追々稻作植付時節に向ひ候處、苗代泥冠に相成難用立、麥作菜種共實法最中、木綿大豆等者生立懸け候處、根腐に相成、麥菜種共、數日泥水冠候分者不熟致し、村々畑方引願出候得共、精々利解申聞爲相堪候得共、差向田方苗代に差支、耕作肝要の時節取外し、田方植付不相成候て者、明年迄之夫食に差支候間、手後れに不相成様、苗粃再蒔爲致、且銘々假小屋出來候上者、先づ潰家取片付、修復等者跡に致し、農業相勵候様申諭、村々氣力を爲勵、用水絶之場所者、種々手段致し、高下不陸之田地者、可成丈け用水掛工風、稻作出來候丈け之分者植付、其餘者毛替作致し、手後に不相成様取計、畑方木綿大豆水腐之跡江者、大豆并粟稗等蒔附、田畑共植付相片付候上に而、潰家取片付懸り候間大に後れ、小屋懸け之儘にて者、迎も冬之凌相成兼、當時専ら銘々右之手當繕に取懸居候、然る處村々困窮之もの共者、不慮之變災に逢ひ、如何共可致様無之、露命繫兼候もの共者、迎も潰家取繕者勿論、夫食も差支、其上水難に逢候もの共者、猶更之儀、自他親類身寄之もの共も同

様にて、助力致吳候ものも無之、取絶り憐愍候外無之旨、村

(相願脱カ)

村歎願致、他支配私領共、艱難之もの共同様夫々願出候趣申
立候間、相糺候處、箇成に營候ものも假小屋に罷在候もの共
多く、長々雨濕を請、此節村々にて時疫瘡等煩候ものも有之、

右體見居もなく假小屋に罷在候而者、冬分に至り、寒國風雪
に被侵、身命に拘り、且者住居を失ひ候はゞ、無據他國稼等に
離散致し候もの多可有之、是迄相凌、折角爲取續候詮も無之、

此上人別減少致し候はゞ、地震洪水之荒亡損地之上、手餘荒
地等出來候而者、村々相續仕兼、御收納にも響可申、書面難澁
之もの共、種々才覺仕候得共、何分潰家取繕、并家財農具等

損失之分買求候手段無之候間、不得止事再御救之儀歎願致
し候儀にて、先年越後國大地震と者事替り、信州の儀者至而
烈敷、數郡變災之場所廣、就中、水内、高井兩郡者大災、殊に

洪水共兩度之災害、艱難之次第、古今未曾有之儀、越後國地
震之節者、被下金等御座候趣に候得共、此度者御時節柄等差
合、厚利解申聞被下切之儀者不申上、精々取調可成丈相減取

纏候得共、何分數拾ヶ村之儀に付、取束候而者金高相嵩、減
候際不相見、全災害村數多故之儀、此上減様無御座候間、越
後國文政度御救金被下方拜借金等に御見競被下候はゞ、減

方之模様相分り可申哉に奉存候間、出格之御評議を以、書面

同高無御減拜借被仰付、追々寒冷に趣候間、艱難之もの共相
凌候様、早々御下知被成下度奉存候、然る上者御勘定組之儀
者、別紙を以可申上候様可仕候、依之再拜借一村限帳壹冊相
添、此段奉伺候、以上、

弘化四年四月(九カ)

高木清左衛門 印

御勘定所

長印土佐、河内、脩補、無出座 同 龍助、無出座 同 岩太郎、無出座 同 保右衛門、

金五郎、清太郎、利喜次郎、

前書信州高井、水内郡村々、地震に付再拜借之儀、伺之通
に者難申付條、壹軒に付金壹兩貳朱之當りを以、合金千三
百九拾九兩貳步之内、千百三拾貳兩三步者、今般再拜借申
付候間、御金藏々請取之、先般拜借金之内貸渡殘金貳百六
拾六兩三步差加ひ、村々難澁之もの共江貸渡、先般拜借之
分共合金三千六百三拾貳兩三步、當未壹ヶ年延、來申々已
迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金三百六拾三兩壹步永廿五文づく、返
納之積り取計、御勘定組之儀者、別紙を以可被相伺候、斷
者本文有之候、以上、

未十月

押切

金五郎

信州中野村陣屋并外村々御圍籾之内、貸渡伺書、

村高六千貳百六拾貳石四斗九升七合、

家數七百八拾九軒、

人數三千三百五拾四人、

内人數千百六拾四人、

自分才覺を以、箇成取續出來候もの共、再應相糺、除之

私御代官所

高井郡安田村外八ヶ村、

(安田村、上新田村、野坂田村、牛出村、栗林村、大俣村、田上村、岩井村、岩井新田)

水内郡内町外貳ヶ村、

(内町、赤沼村、赤沼河原新田)

御圍籾夫食貸渡伺候分、

一飢人數貳千百八拾九人、

此籾六百貳拾壹石八斗、

但來申方子迄五ヶ年賦、壹ヶ年籾百貳拾四石三斗六

升宛、返納之積、

内

男九百貳拾人、

但壹人に付、一日籾四合
但ブミ、日數百日分、

此籾三百六拾八石、

女千貳百六拾九人、

内貳百五拾六人、六拾歳以上、十五才以下男入、

此籾貳百五拾三石八斗、

但壹人に付、一日籾合
但ブミ、日數百日分、

右者、私御代官所信州高井、水内兩郡村々、當三月廿四日夜

之大地震、同四月十三日千曲川大洪水之始末者、其度々御届
け申上候通、古今未曾有之變災、銘々貯候雜穀、兩度之災害
にて多分之損失、國中一般之儀、小前夫食手當無之もの多及
飢候間、急難相救御届之上、其節々貯穀貸渡爲取續候處、麥
作菜種實法最中之大洪水、家居水下に相成候程之儀に付、田
畑數日水冠、不熟蒔腐等に相成候、農民肝要之夫食取失ひ、
多分之損失、御年貢納に相成候間、畑方引一同舉而相願、村
村見分仕候處、不熟之段相違無之候得共、畑方引之儀者不容
易趣、厚利解申聞爲相堪候、然る處當稻作之儀も、兩度之變
災にて苗數再度蒔付候間、大に旬後れに相成候上、當七月中
旬々之不時之冷氣にて、中稻晚稻之分出穂無甲斐、青立糺多、
案外不熟致し、書面村々之儀者、何れも千曲川縁續にて堤切
入、就中、大災之不作に而、(檢カ)披免相願、(願カ)多分之損毛、右之内皆
畑場村々之分者、畑方引相保、別而夫食乏、一同艱難相凌、是
迄者村々申合、雜穀所持之もの共融通、互に助合、漸取續罷
在候得共、最早必至と差詰り、此上露命之繫方手段無之、來
春麥作取入時節迄二百日之間、御救夫食拜借相願候旨申立
候間、得と相糺候處、右村々之儀、災害數拾ヶ村之内、譯而極
難陷、是迄厚御救拜借等被成下候得共、未住居も不整、夫食
盡果候もの及飢、捨置候得ば、不得止事離散退轉、潰百姓出

來可申者、眼前に而、兩度之天變、違作打重り候故、艱難之次第難盡申上、難澁之段相違無御座、是迄に御救被成下、取續候良民共、今一段之儀、依之飢人共巨細相糺、右之内にも簡成取續候もの共相除、日數之儀も理解之上、極々相縮候處、書面之通拜借被仰付候様仕度奉存候、於然者右糺六百貳拾壹石八斗貸渡、當未御勘定拂に相立、來申々子迄五ヶ年賦、書面割合之通詰戻、其年々御勘定元拂に組仕上候様、御證文可被下候、依之此段奉伺候、以上、

弘化四年十一月

高木清左衛門 印

御勘定所

御附け印

書面伺之通に者難申付、日數相減、書面一日當りを以、五十日分貸渡、返納石數等之儀者、猶取調可被相伺候、以上、

押切
清太郎

未十二月

信濃國大地震に付、初發々取計候始末、申上候書付、

當四月以來、追々御届申上候、私御代官所、當分御預り所、信濃國高井、水内郡村々大地震之儀、當三月廿四日夜戌之中刻頃、俄に震動相始り、一と頻は候事も成兼、次第に強く震立候内、所々出火之體相見候得共、見分之ものも差出兼、心

弘化四年

痛罷在候處、翌廿五日卯中刻、漸薄らぎ候間、不取敢手當金用意、手附手代差出、私儀も引續出張見分仕候處、地面割裂、七八寸、五六尺餘、數拾間宛筋立開、右割目、黒赤色之泥水吹出し、歩行相成兼候場所多、其上所々山崩、土砂は勿論、大石轉び落、田畑共悉く變地致し、用水路は缺崩、床違に相成候場所も有之、川筋水行を塞候故、平一面に溢出、百姓家之儀は、軒並に押潰し、桁、梁等打折、家財、諸道具は悉く打毀、貯置候雜穀者、俵物震崩し散亂し、吹出し候泥水を冠り、中には押埋候分も有之、貯穀は郷藏共押潰、奇變之體、言語に絶、小前は勿論、村役人共迄、本心取失ひ、更に跡取片付之心得も無之、銘々潰家前に忙然と致し途方に暮、私を見請、頻に落涙難止、尋候答も出來兼打臥居、老若之もの共は泣喚、怪我人夥數倒、苦痛罷在、即死之もの取片付様も無之有様、難盡申上、不便至極艱難仕、何れ之村々も同様之次第に而、一般之奇難、助合候事も難成、差富り助命之もの飢渴に及候故、不得止事を陣屋許中野村、松川村江小屋懸取建、私手元入用を以焚出し致し、其外遠村之分は、最寄に夫食米差遣し候得共、數ヶ村之儀、中々以難行届、身元箇成之もの共も潰家に相成、奇特之取計筋も出來兼候間、村々貯穀貸渡、當分爲相凌、且村々潰家、怪我人等、追々取調候處、潰家并半潰家

とも三千軒餘、男女即死五百七拾八人、怪我千四百六拾人、右之内五拾九人、追々相果、其餘片輪に可相成もの多分有之、斃牛貳疋、斃馬百五拾六疋、右之外善光寺江參詣致し、同所にて即死之もの、男女貳百四人有之、多分之人絶に相成、支配所之内、無難之分三分一ならでは相殘不申、其餘は災害村々にて、差向用水路手入不仕候ては、吞水に差支、殊に田方用水肝要之時節、何れも難捨置、併場廣大破之儀、中々以村々難及自力、且又其砌真田信濃守領分平林地内にて山拔崩、犀川押埋、流水を堰留水湛候に付、川上村々、一圓水開に相成、右場所滿切候へば、何様之洪水可相成哉氣遣敷旨、信濃守家來を懸け合候間、猶又千曲川縁村々江、私廻村仕、萬一押切候節者、立退方手配致し居候内、同四月十三日、俄に押切、同川通水嵩凡三丈餘にて、潰家之分は其儘押流、上郷村々々は、家居諸道具、材木等流木、右等江取絶り、老若男女泣喚び、前代未聞之大洪水に有之、右水災に付、赤沼村にて四人溺死致し候哉、行衛不相知旨申出、兩度之災害、私儀も千曲川縁内町に止宿罷在、急難之程難計、用意人足呼寄置候内、最早丹波島邊江水鼻參り候趣、村々呼繼聲高に爲知候に付、打驚、其儘可立退處、兼而呼寄置候人足共は勿論、村役人も立去り、無餘儀御用書物其外共、家來に爲持、手代一同

漸立退、凡貳拾町程隔り候三才村江罷越候得共、一町餘水中を步行候程にて、既に水災難逢程危儀に御座候、右之次第に付、不取敢材木類取集、過急に筏拾三組仕立させ、渡し舟雇上、其内賣米買上、握飯等爲拵、飢人共江差遣、并水難村々江救米差送、最寄本多豊後守領分神代宿江申談、寺院境内借受、日數十日之間、夫食手當致し遣置、村々相續方、并自普請所爲手當金貳千五百兩急拜借之儀申上候處、伺之通御下げ金被成下候間、早速村々江割渡候に付、良民共御仁惠之程難有打祝(悦カ)、一統力を得、直様農業に取懸り、中にも水内郡何去真光寺村真光寺組之儀、百姓家拾六軒、并寺壹ヶ寺は、飯繩山入谷間に一纏に住居罷在候處、右大地震に而、家居田畑共總體平押に、低場は凡壹町半も震下げ、寺院共都合拾七軒、一時に押潰、引續後ろ之高山夥敷崩落、潰家之上江如山覆冠せ、一同逃去候得共、土中埋死候男女拾八人、右之内家内死絶候分三軒、其餘家別に遁危難助命致し候者共、男女五拾九人有之、才方も無之に付、早速假小屋補理遣し、離散を止め、爲御救御手當金被下切相伺候處、一軒に付、金七兩貳歩づ被下、猶又冬春迄之夫食として、御圍穀之内米拾四石六升貳合被下置候に付、精力を盡し出郷(精カ)一村取立候積、精々申付置候、扱亦川通變地仕候大破之場所は、早速御勘定方、御普請

役等被差遣、保方專一に御普請被成下、用水路自普請所等者、夫々拜借金被仰付候間、當作方之儀、旬後れに者候得共、丹誠致し植付方精々教諭仕、前書御手當筋之冥加を厚相辨、銘々潰家取片付等之儀は捨置、農業爲相勵、實に用水乘兼候場所は、毛替作申付、苗不足之村方は、無難村々江申觸、貫苗爲致、無油斷手入致し候得共、七月以來不時之冷氣曇天等にて、出穂無甲斐不熟仕、破免拾見入願出候得共、可成丈利解之上爲相湛、御取箇筋之儀は別段之事故、手強吟味仕、損地茂一筆限巨細相改、明年可起返程之分は、夫々見込を付、引方不相願積、精々取調、實以難起返分高貳百八拾七石餘引方之積、其餘は不殘御取箇附仕、併兩災之奇變、隣郷一般之儀にて、相互助合候儀難相成段相違無御座、依之小屋懸之儘に罷在候もの、多分取續方出來兼候故、無據再拜借之儀相伺候處、壹軒に付金壹兩貳朱之當りを以、合金千三百九拾九兩貳步拜借被仰付候間、是又無甲乙割渡、一同舉而難有相心得、將亦北國往還牟禮宿、大古間宿、柏原宿、野尻宿、右四ヶ宿之儀、多分之潰家并燒失家も有之、即死、怪我人出來、殊に往還道橋及大破、人馬繼立方は勿論、往還通路差支候間、即刻手代差遣し、急速爲取繕候得共、參勤交代時節、人馬繼立差支罷在、第一 御威光にも拘り候間、支配所内無難村々

江申渡、當分助人馬爲差出、本陣、旅籠屋、人馬役之もの共相續方之儀は、追而相伺候様、差向融通方差支候間、助成御貸付元利金年賦御下げ戻之分、一時に御下げ奉伺候處、伺之通金八百貳拾五兩餘御渡相成候間、右を以當分繰替、諸往來無差支様、直に右四ヶ宿御救拜借取調當、伺中に有之、扱右兩災にて、一體米穀拂底故、自然と直段引上げ、困窮人も彌増及艱難候間、勘辨仕、實體成もの相撰、越後國江差遣し、直安之米貳千七百俵爲買集、信州桑名川河岸迄引取、同所々積替、陣屋許中野村江爲相運候に付、別段運賃賦償相掛り、總體米直段江割合候而は、直安にも不相成候間、右河岸を引取候入用は、私手許を償遣、直安に爲賣渡候故、近郷を追々賣米相殖、穀直段も下落仕、一統安心仕候儀に御座候、勿論地震之儀、三月廿日以來、不絶震立、次第に薄らぎ候得共、未だ少々宛震立申候、信濃國は都而雪深之土地故、例年冬春之内、御當地始め諸國江奉公稼に罷出候仕來之處、當年之儀は人別も相減、荒地は相増候處、他國出差留、來春迄は餘業爲相稼、雪解次第、田畑起返方、精々爲取計候様に御座候、前代未聞之奇變には御座候得共、御仁惠を以御救筋被成下、良民共安堵に營候段、於私難有仕合に奉存候、尤手附手代も寢食打忘れ、救方并相續等之儀、格別骨折、私儀も手許を入用

差遣置候儀に付、別紙任譯書相添、大地震最初より取計候始末、一と通申上置候、以上、

未十一月

高木清左衛門 印

覺

一金三拾四兩貳步、

是は、大地震翌日、爲見分差遣候手附手代江相渡、村々之内、難澁致し居候もの共江、手當可致旨申付遣、潰家之内壹軒江、金壹步亦是貳朱宛、差遣候分、

一金拾九兩貳步餘、

是は、犀川通山崩にて水湛之場所押切、千曲川洪水之節、三才村にて焚出し申付、水難村々江船筏を以施遣候米代、并地震水災兩災にて、村々之内夫食に差支候もの共江、救米差遣候代金之分、

一金壹兩壹步貳朱、

是は、右同斷之節、三才村にて筏拾三組拵、人足賃、其外船三艘借受賃、并船渡手當分、

一金三拾壹兩餘、

是は、地震水難兩災にて、越後國方夫食米買入、千曲川通積登り候節、同川通字桑名川河岸迄は、運賃之分、買入米直段之内に籠有之候得共、同所方字立ヶ花河岸迄、

川路凡拾里程引上げ、夫々中野村迄陸地凡貳里許運賃之分は、直段外に付、右之分直段江込候ては、格別高直に相成候間、右兩運賃は、私手元方渡遣候分、

一金九兩貳步貳朱、

是は、右同斷夫食米買入之節、彼地江遣候名主共手當、其外兩災に付、格別骨折候名主并百姓江、手當差遣候分、

合金九拾六兩餘、

外

金拾五兩三步餘、

是は、兩災に付、御救拜借金相伺御下知濟に付、兩度御金差立候節、道中附添手附往還雜用、其外私并手附手代、度々村々廻村雜用之分、

右之通御座候、以上、

未十一月

高木清左衛門

越後國古志、蒲原郡村々、大地震に付、相續御手當拜借

伺書、

覺

越後國古志 蒲原郡五拾五ヶ村



御手當相願候分、

村高壹萬五千貳百五拾八石九斗八升貳合六勺七才、
金三千九百四拾壹兩貳步、

内

金三千貳百四拾四兩壹步永百三拾七文八分、

此人數壹萬貳千七百拾八人、

此夫食四千六石壹斗七升、

蒲原郡五泉町、子十月下米直段、金壹兩に付米一石二斗三升二合八勺、

是は當子十二月二日^カ來丑三月二日迄、日數九十日、平均壹人に付、米三合五勺^ヅ之積、夫食御手當相願候分、

金五百八拾八兩、

此潰家千七百七拾六軒、

是は、家財、農具、鹽噌、悉損失致し候に付、御手當相願候分、但壹軒に付、金貳步^ヅ、

金百九兩壹步、

此大破家四百三拾七軒、

是は、右同斷に付、御手當相願候分、但壹軒に付、金壹步^ヅ、

右は、松平越中守御預り所越後國古志郡、蒲原郡五拾五ヶ村

之儀、追々御届申上置候通、當十一月十二日辰上刻大地震に

て、民家夥敷震潰、地面割裂、熱き泥土を吹出し、即死、怪我人、大勢有之、皆潰又は大破に及び候家數、書面之通御座候

間、家財農具打毀、貯置候穀物、潰家之下に相成、郷藏等も打

崩、貯夫食致散亂、其上大雨降出、穀物泥土に相混難用立、差

當大勢之百姓、夫食に差支、及飢渴候體に有之、右は急變之

儀に付、早速御預り所手限に取計、日數廿日之間、夫食之爲

手當米千石餘差遣、其外死失之もの取調候手當、(納カ)旁鳥目等施

行仕、(分)當然之處は爲相凌候得共、一體困窮之者共、不慮之災

難に逢ひ、殊に當年之儀は、一統之違作にて難澁之年柄にも

御座候故、無難之ものと申候ても、救合も出來仕兼、潰家并

大破之分共、小屋懸取繕、凌雨露候事も仕兼、假に板圍等致

し居、又は大破之軒下等に^イ居候體に御座候故、風雪に被

侵、病難等出來之程も難計、又は住居難相成、無據他國江離散

致し候ものも可有之哉難計、大勢之人數、追々減少致し候様

にては、村方相續仕兼、來開作之差支に相成候儀は、顯然之

儀御座候間、難儀仕候間、何卒公儀御役人様方、早速御下向

被成下御見分之上、御手當筋被仰付度旨、頻而申立候得共御

役人様方御下向等之儀は、容易に難申上儀に付、猶又役人共

罷出、悉吟味仕候處、右は是迄不及承變事に御座候、大勢之

百姓共、難儀困窮仕候儀、目不被當儀に而、申立候通實に相違も無御座、住所を失ひ、食物差支候故、人氣不穩、此上如何様之異變出來可仕哉も難計、殊に雪國之趣にも御座候得ば、大雪等追々降積候而は、肌寒難凌、病難又は身命にも相拘り候儀にて、無據他國江離散致し候ものも有之候而は、地震荒亡之手當薄く罷成、自然と荒地も多く相成、村方衰微可仕儀に付、假にも早速家作出來不仕候而は、何分凌方出來難仕候間、何卒格別之御吟味を以、當時之凌方、來開作迄之爲御手當、書面之夫食、并家財農具等損失之分御手當とも、書面之通拜借被仰付、且は別紙之通、家作御手當之儀は被下切に被仰付候様仕度奉存候、地震潰家荒亡之儀者、同國之内にも、越中守御預り所蒲原郡村々、山手之方、古志郡之方江懸、別而、地震強く、前件之通地裂、熱き土砂押出、往昔々無之變事(證カ)に而、往方無御座候間、何卒伺之通被仰付被下置候様仕度奉存候、尤右拜借之分、年季短御座候而は、又々返納に差支、困窮可仕候間、當子々辰迄五ヶ年延、三拾ヶ年賦返納被仰付被下度奉存候、右は急難差懸候儀にも御座候間、早速御下知御座候様仕度、此段奉伺候、以上、

松平越中守家來

文政十一年十二月

小菅仙左衛門 印

御勘定所

表書之越後國古志、蒲原郡村々、地震に付、夫食其外御手當拜借之儀、伺之通には難申付條、金千三百拾三兩拜借申付候間、御金藏方請取之貸渡、當丑年御金藏御勘定元拂に相立、返納之儀は當丑方已迄五ヶ年延、午方申まで拾五ヶ年賦、壹ヶ年金八拾七兩貳歩づ、未年は金八拾八兩取立之相納、其年々御金藏御勘定元に組可仕上候、斷者本文に有之候、以上、

丑四月

越後國古志、蒲原郡村々、大地震に付、家作御手當伺書、

覺

村高壹萬五千貳百五拾八石九斗八升貳合六勺七才、

潰家、千八百貳拾壹軒、

大破家、

内貳百拾軒、

御手當不申受、家作可致分、

越後國古志、蒲原郡五拾五ヶ村、

一金五千五百七拾八兩、

家作御手當相願候分、

此家數千六百拾三軒、

内

四千七百四兩、

此潰家千百七拾六軒、

是は、極困窮之者、壹軒江金四兩づゝ、御手當相願候分、

八百七拾四兩、

大破家四百三拾七軒、

是は、大破に相成、住居難相成、新建同様修復に相成、

職人作料、壹軒江金貳兩づゝ、御手當相願候分、

右者、松平越中守御預り所越後國古志、蒲原郡五拾五ヶ村之儀、追々御届申上置候通、當十一月十二日辰上刻大地震にて、民家夥敷震潰、地面割裂、熱き泥土を吹出し、即死、怪我人、大勢有之、皆潰又は大破に及び候家數、書面之通御座候間、家財農具打毀、貯置候穀物、潰家之下に相成、郷藏等も打崩れ、貯夫食散亂致し、其上大雨降出し、穀物泥土に相混難用立、差當り大勢之百姓、夫食に差支、及飢渴候體に有之、右は急變之趣に付、早速御預り所手限に取計、日數廿日之間、夫食之爲手當、米千石餘差遣し、其外死失之もの取納候手當、旁鳥目等施行仕、當然之處者爲相凌候得共、一體困窮之もの共、不慮之災難に逢ひ、殊に當年之儀者、一統違作にて難澁之年柄にも御座候故、無難之ものと申候ても、救合も出來兼、潰家并大破家之分とも、小屋懸取繕、凌雨露候事も仕

兼、假に板圍等致し居、又は大破之軒下等にイみ居候體に御座候故、風雪に被侵、病難等出來之程者難計、又は住居難相成、無據他國江離散致し候ものも可有之哉も難計、大勢之人數、追々減少致し候様にては、村方相續仕兼、來開作之差支に相成候儀は、顯然之儀に御座候間、難儀仕候間、何卒御公儀御役人様方、早速御下向被成下、御見分之上御手當筋被仰付度旨、頻而申立候得共、御役人様方御下向之儀者、容易に難申上儀に付、猶又役人共罷出、悉吟味仕候處、右者是迄不及承變事に御座候間、大勢之百姓共、難儀困窮仕候儀、目も不被當儀にて、申立候通實に相違も無御座、住所を失ひ、食物に差支候故、人氣も不穩、此上如何様之異變出來可仕哉も難計、殊に雪國之儀にも御座候得者、大雪等追々降積候而者、肌寒難凌、病難又は身命にも相拘り候儀にて、無據他國江離散等致し候ものも有之候而者、地震荒亡之手當、薄く相成、自然と荒地も多相成、村方衰微可仕儀に付、假にも早速家作出來不仕候而者、何分凌方出來難仕候間、何卒格別之御吟味を以、潰家并大破家之分共家作料、并家財農具等損失之分江、爲御手當、書面之通被下切に被仰付、且は別紙之通、夫食御手當拜借被仰付候様仕度奉存候、地震潰家荒亡之儀者、同國之内にも、越中守御預り所蒲原郡村々山手之方、古志

弘化四年

郡之方江懸候而者、別而地震強く、前件之通、地裂、熱き土泥
押出し、往昔々無之變事にて、往方無御座候間、何卒伺之通
御手當被仰付被下置候様仕度奉存候、右は急難差懸候儀に
も御座候間、早速御下知御座候様仕度、此段奉伺候、以上、

松平越中守家來

文政十一年十二月

小菅仙左衛門 印

御勘定所

表書之越後國古志、蒲原郡村々、地震に付、家作料其外御手
當之儀、伺之通には難申付條、金千八百五拾九兩、爲御手
當被下候間、御金藏方請取之相渡、當丑年御金藏御勘定元
拂に可被相立候、斷は本文有之候、以上、

丑四月

○以上二通ノ伺書ハ、救助比率ノ參證ニ充テシモノナルベケレバ、姑ク舊
ニ仍リテ存録セリ、文政十一年十一月十二日越後地震條ト併セ看ルベシ、
〔隄議叢書〕善光寺地震取調材料六册ノ内、丁、
文部省震災豫防調査會所藏

○コノ書ハ舊松代藩士高野秀波ノ編述ニ係リ、其第五卷ハ即チ本書ニシ
テ、丁未地震ノ事ヲ載セタリ、

上田衆聞書、

上田御城下之内、潰家拾軒程、朝右町方之者、庭江小屋懸け
罷在候、
〔就カ〕

御領分善光寺平之内五千石、稻荷山宿江御詰、

三三二

郡奉行 宇野庄右衛門、御代官 青山三八郎、
御徒目付 兩 人、御手代 兩 人、
足輕方下り三十人程、

松代

松代御城内、御玄關少損じ、辰巳之御櫓、損じ候御様子、廿
四日夜四ツ半時、地震に付、西條村開善寺と申御祈願所江
御立退被仰出候得共、御延引に相成、大御書院御庭江陣幕
打、御立退、

一 諸御役人并御家中、不殘火事裝束にて城中江詰、

一 御城下伊勢町三丁之間、潰家貳拾軒程、中町三丁之内、潰
家七分程、荒神町六軒、肴町、鍛冶町五十三軒程、死人三十
人程、牛馬數不知、

一 眞勝寺と申一向宗之寺一ヶ寺、潰れ、

一 廿五日、川中島犀川、往還々五里程上にて、虚空藏山崩れ、

通水無之、爲御見口御家老恩田頼母、郡奉行竹村金吾、御
勝手方御相談懸り岩下某、道橋御奉行根津綾之助、柘植嘉
兵衛、宮島守人、御代官山田兵次、御側御用人岩崎玄蕃、郡
方手附、道橋手附、御徒目附衆方足輕迄、百人程、
〔分カ〕

一 御見方先崩候山上村々、

三ツ水村、水内村、新町、上條村、穗苜村、竹房村、川

口村、

此七ヶ村、水湛、村家一向不相知候、

一右御役人御詰之場所、小市村と申所江御出に候、日々五六千人づゝ人足御遣に成、恩田頼母、二夜泊にて御引取、

一犀川筋四十ヶ村は、松代入口赤坂山と申所へ小屋懸け、不殘此所江引籠、松代様を御救被下、

一川中島廿三ヶ村、稻荷山之上名高と申所江不殘引越、松代様を御救被下、

一善光寺本堂、大門、大勸進、西町西法寺、同町正法寺殘、其外不殘燒失、

一善光寺町、死人六千人程、牛馬數不知、往來留、

一丹波島、比賀野、北原、南原、半分程潰家、廣瀬村、高

田村、尾張部村、本ノマ、ほう施、潰家、死人、數不知、

一鹽崎村、此所に上田様御末家五千石、松平飛彈守様御陣屋

潰、即死御手代始下部迄七人、手附壹人、小者壹人殘、上田

様を御救、同所寺二ヶ寺潰れ、康樂寺、〇一ヶ寺、原本ニ缺ケタリ、

一稻荷山宿、不殘潰燒失、死人五六百人、牛馬數不知、

松本

松本御城内外、所々壁落、御領主様、御立關床机に被遊御

懸、

一御家中名越湊之助、野間某、天井板敷落、

按此件松代之事
一中町わたや新三郎、土藏潰、

一町家之者、夜分は家每提燈を出し、男は往還へ出、女は庭へ出罷在、總而庭江小屋懸け、糞焚いたし、内にて火不焚、

一出水邊、往還少々震われ有之、

一松代領境押付村、震割る、潰家三軒埋る、屋上許相見る、

一出川村地分に而、御領分神田村地分を僅五六間引離る、田

之中江所々あわ吹出し、竹筒杯を入、呼火さし候得ば火出

る、是は北國筋には間々有之由、越後之大工參、本ノマ、切々の右

之通致し試之由、珍敷事に候、見物群集いたし候、

一押野村迄は、水湛へ相成候由、稻垣市之丞様、近藤八郎兵

衛様、

一御年寄友成覺右衛門と申仁、善光寺に而死、同伴之御家中

并下部は、壹人も怪我無之、町家商留る、當月五日方明き

(た脱カ)
る様子、

小諸、

同様位、

高遠、

高島藩士書狀、

善光寺此節開帳中、遠國方も參詣多所、同町稻荷山宿、本ノ兩

宿を之より壞之上出火に而、燒死人五萬人も可有之杯申、

弘化四年

尤御郡中々參詣に罷出、行衛不相知、郡方へ申出候に付、(者カ)

當二日迄四十人許と申事に御座候、右追々可申出事と申(尤カ)

事に御座候、今日迄も晝夜三四度づゝゆり候得共、次第に少々づゝに御座候、誠に大變成儀に付、申上候、

四月二日

甚五右衛門

一松代様御領分犀川下新町と申上に而、岩山一里程崩出し、(上カ)

水留、六十丈程湛へ、最早百間程湛へにも相成と申候、田野口、吉原邊、山出山候へば、多くは此邊江口明き流れ候半と申、

是が大變にて候、岩山崩にて水下へ不流、却て川上へ返り水に罷成候由、左候へば安曇郡、湖水の様に可相成之風聞、既に今日實否睨と不致候得共、郡方に而其向之者へ爲申聞候處、今朝日迄に生坂と申所迄、水湛へ申候由、

此聞書は江戸より、御手元へ來りたるを竊に寫たるなり、



弘化四丁未年三月廿四日夜亥刻頃方大地震に而、飯山様方御破損所、先御届被差出候後、地震相止兼、尙又損所出來、五月六日、阿部伊勢守様江御届被差出候、爲御知申來候、兩度荒増、左之通之旨申來候、

一城内、

二重櫓潰、損共、

石垣崩、

圍塀倒、

土藏潰、半潰、損共、武器藏共、

物置潰、損共、

門潰、半潰、損共、

住居向半潰、

獻上藏潰、

腰懸潰、

稽古所、小屋共損、

井戸上屋半潰、

番所損、半潰、

一外廻り、

稻荷社、拜殿共潰、

建家潰、

番所潰、

一家中侍居宅、

四拾四軒潰、

六軒、焼失、

六軒、半潰、

四軒、損、

一同門、

拾七ヶ所、潰、

貳ヶ所、燒失、

三ヶ所、半潰、

八ヶ所、損、

一同土藏、

三棟、燒失、

貳棟、潰、

五棟、半潰、

一同侍并小役之者長屋、

拾八棟、潰、

拾貳棟、燒失、

三棟、半潰、

一番所、

三ヶ所、潰、

壹ヶ所、燒失、

壹ヶ所、半潰、

壹ヶ所、損、

一春屋壹ヶ所、潰、

一用會所壹ヶ所、潰、

内

土藏壹棟、潰、

土藏壹棟、類燒、

但圍糶五百石、不殘燒失仕候、

門壹ヶ所、半潰、

長屋壹棟、潰、

物置貳ヶ所、潰、

一厩壹ヶ所、半潰、

内

門壹ヶ所、半潰、

(外カ)内

馬場壹棟、潰、

一獻上藏壹棟、潰、

一作事小屋壹ヶ所、潰、

一中間部屋貳棟、燒失、

一船藏壹棟、半潰、

一侍并家内小役之者下々迄、即死八拾六人、

内

男四拾人、

女四拾六人、

一城下町之内、

御高札場壹ヶ所、燒失、

但御高札は、外し置申候、

番所壹ヶ所、燒失、

同壹ヶ所、潰、

糶藏壹棟、燒失、

但圍糶千石、不殘燒失仕候、

竈五百四拾七軒、燒失、

同三百貳拾九軒、潰、

内

七軒、山拔に而泥冠、

土藏百七拾壹棟、燒失、

同六拾九棟、潰、

同上屋許貳拾棟、燒失、

物置百四ヶ所、

内

六拾九ヶ所、燒失、

三拾五ヶ所、潰、

牢屋敷、

内

壹棟燒失、

但牢舎、怪我無之、

一水車屋三ヶ所、潰、

一寺院、

本堂六ヶ所、燒失、

同六ヶ所、潰、

門三ヶ所、半潰、

庫裏拾四ヶ所、燒失、潰共、

同七ヶ所、潰、半潰共、

諸堂拾七ヶ所、燒失、潰共、

橋四ヶ所、落、

一城下町人、即死三百三人、

内

男百三拾八人、

女百六拾五人、

外に

非人男壹人、

穢多男壹人、女貳人、

馬八疋、死失、

一領内在方之分、

御高札場拾四ヶ所、潰、

同三ヶ所、半潰、

番所貳ヶ所、潰、

郷藏三拾壹ヶ所、

内

山崩に而土中埋、拾壹ヶ所、○内別ノ數ハ、三十二ヶ所ナリ、孰レカ誤アラシ、

潰、九ヶ所、

半潰、五ヶ所、

類焼、七ヶ所、

一居宅潰、貳千五拾六軒、

内

八拾三軒、山崩に而土中埋、

一同七百三拾棟、半潰、

一同貳拾三軒、焼失、

一物置千貳百四拾九棟、潰、

一同四拾三棟、半潰、

一水車屋三拾四ヶ所、

内

貳拾八ヶ所、潰、

四ヶ所、半潰、

貳ヶ所、土中に埋、

一社五拾九ヶ所、

内

五拾四ヶ所、潰、

五ヶ所、半潰、

一寺院拾七ヶ寺、

内

拾貳ヶ寺、潰、

五ヶ寺、半潰、

一庫裏三拾ヶ所、潰、

一門三ヶ所、潰、

一諸堂六拾八ヶ所、

内

壹ヶ所、焼失、

五拾六ヶ所、潰、

鐘撞堂拾壹ヶ所、潰、

一橋九ヶ所、落、

一死失千百貳拾壹人、

内

男四百九拾壹人、

女六百貳拾七人、

僧三人、

一牛三疋、死失、

一馬貳百三拾四疋、死失、

一荒地五千百六拾壹石三斗餘、

此外、變地數多有之、

外に

一穢多小屋七軒、

内

六軒、潰、

壹軒、燒失、

女壹人、死失、

一用水路、水揚口方壹里餘之難場脱落、其外村々用水損、且往還筋貳ヶ所拔落、并山崩、川缺、地割裂、小橋潰、立木倒、數多に而難顯、(調カ)怪我人夥敷、身體不具に相成、農業出來兼候者多分有之、怪我人之儀も數多故、難取調御座候、

別段

飯山表去月十三日夜方十四日迄、定水方壹丈三尺相増、川

添村々、田畑水押入等之儀、先達而先御届被差出、今六日、左之通御届、

一田畑水押水冠石砂入川成共、

九百六拾九石貳斗貳升八合、

一同水押荒地川缺、

千百貳拾三石貳斗貳升九合餘、

一水冠、

貳拾四石九斗餘、

一用水路土手押切、

百拾三間、

貳百間餘、

七拾間餘、

百九拾間餘、

右之外、損所數拾ヶ所、

一人馬怪我無御座候、

右之通御座候、損毛高之儀は、追而收納之上、御届可被差出旨、爲御知有之候、

五月

松平丹波守様御内

神方喜膳

渡邊作左衛門

眞田信濃守様に而

津田 博様

藤田繁之丞様

以手紙致啓上候、然者丹波守様御領分信州筑摩郡、安曇郡、去る三月廿四日夜四時頃、地震強、其後折々震有之、破損所等、左之通、

一城内要害之外、所々屋根損、瓦并壁落、

一侍屋舖并土藏、所々壁落、

一城下町潰土藏、

一同半潰土藏、

一同潰物置、

一田畑高五百七拾九石餘之場所、荒地、

一地割、

此間數六千四百四拾五間、

一道路、

此間數三萬貳百三拾三間、

一山崩大小、

一山崩、澤水突留湛、

一倒木大小、

一落橋、

一用水路缺落、

此間數九百間、

一犀川突留、家居水入、

一在方潰家、

一同半潰家、

一同潰社、

一同半潰社、

一同潰拜殿、

一同潰寺院、

一同半潰寺院、

一同潰堂、

一同半潰堂、

一同潰土藏、

一同半潰土藏、

一同潰物置、

一同半潰物置、

一同潰鄉藏、

一同潰御高札場、

一同潰口留番所、

一死人男女、

七拾三ヶ所、

貳拾八軒、

三百九拾六軒、

七百六拾壹軒、

三ヶ所、

壹ヶ所、

四ヶ所、

三ヶ寺、

貳ヶ寺、

八ヶ所、

貳ヶ所、

六拾九ヶ所、

九拾壹ヶ所、

七拾九ヶ所、

七拾四ヶ所、

壹ヶ所、

貳ヶ所、

貳ヶ所、

六拾七人、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

一怪我人、
五人、
一斃馬、
三拾四疋、

右之通御座候、損毛高之儀は、追々被仰上候旨、今朝御用番阿部伊勢守様へ御届被仰上候、右爲御知名様宜得御意旨被仰付、如此御座候、以上、

五月十四日

水内郡北上野村續き多甲村地方道續吉村一村、三月廿四日大地震故、人々恐れ庭へ出見合候處、相止、家へ入候處、俄に西山崩、一時屋根上を砂土壓懸り埋り候に付、一人も出兼候、其後他村も參り、埋り候砂石取退穿候に付、一二丈も穿返、漸屋根之見申候に付、猶屋根破り候處、一人漸助出候處、六十歳位之老人にて、梁を除候哉助命致、其次第申聞候續而穿候に、殊之外人力手間掛り申候由、老人、土中にては仙人之様にも存候と申候、乍去再度日月を拜し候大幸は、悦び申候由、山中上條之穢多之家貳拾餘軒有之候處、大地震之節山拔にて、不殘新町小川へ押埋、人別九十餘人之處、纔十餘人助り候由、其内九歳之男子疱瘡致居候が、母は助り、父一同押埋れ候處、廿八日に至り、土中にて母を呼候聲、微かに聞候故穿候處、無難にて出候由、廿四日夜を廿八日迄五日之内、土中に居り、其上疱瘡日數八日目に相成、大方かせ居り候由、奇事也、

善光寺、地震に而家潰、夫々出火に而大體燒失、此節四月下旬、參詣之節見候處、燒土を大桶に而水入搔廻し候に付尋候へば、燒金銀鐵等洗出し候と申候、松本町家藥罐屋、三百兩持參買出し申候處、纔之場にて三百兩金出申候、猶如何程之品高にや難計と申候に而、其澤山成に膽を潰申候、尤所之者申聞候、

丁未三月廿四日夜より、至四月廿四日、地震之數覺、

- 三月廿四日、夜三十一度程、
- 廿五日、晝夜六十九度、
- 廿六日、晝夜五十六度程、
- 廿七日、晝夜八十九度程、
- 廿八日、同八十二度程、
- 廿九日、同八十六度程、
- 晦日、同五十二度程、
- 四月朔日、同三十九度程、
- 二日、同五十七度程、
- 三日、同四十三度、
- 四日、同貳十九度程、
- 五日、同貳拾度程、
- 六日、同三十七度、

七日、	同拾六度、
八日、	同三十一度、
九日、	同貳十一度、
十日、	同十六度、
十一日、	同十一度、
十二日、	同二十五度程、
十三日、	同七度程、
十四日、	同拾度、
十五日、	同十二度程、
十六日、	同拾七度程、
十七日、	同三度程、
十八日、	同拾三度程、
十九日、	同貳拾度程、
二十日、	同五度程、
廿一日、	同八度程、
廿二日、	同拾四度程、
廿三日、	同拾三度程、
廿四日、	晝九時迄七度、

〆九百貳拾四度、

是は仰を蒙りて御奥支配之數へたるにて、泄たるはあれ

ど、加たるは無と云、

岩倉山拔崩、犀川堰溜に付、湛水入村々、

川南、

氷熊

三水今泉

當時亡所
次 卷

竹房

下市場

牧野島

牧田中

中卷

以下大岡之内
山和田

吐唄

川口

安賀

町田

追崎

代村

平村

越中川

川北、

水内平組

橋場

上條

新町

里穗苅

大原

日名

千原

橋木

同所押切候節、水入村々、
○御他領、御領所入交、
△(原本、凡例ヲ逸セリ、)

川北、

瀨脇のいもり、宮野尾

小市

市村

川合

(大豆)
豆島

風間

下高田

○四谷

○土屋房

布野

小島

中俣

村山

小島

△長沼、赤沼、

川中島、

小松原、四ッ屋、丹波島、

○氷鮑三村、北原、南原、

○今井、○今里、○小森澤、

○岡田、布施五明、布施高田、

御平(幣)川、會、小森、

東福寺、中澤、○戸部、

上布施、下布施、廣田、

藤牧、小島田上、中、下、真島上、中、下、

青木島、綱島、川合、

大塚、杵淵、西寺尾、

○水不入は、上下横田許也、

川東、

芝、牧島、大室、

町川田、東川田、牛島、

綿内田中、芳町、福島、中島、

高梨、○小河原、△里村山、

△相之島、△山王島、△羽場、

△押切、△北岡、

圓徳、

小沼、新保、大熊、

△櫻澤、△雁田、△夷部、

△片鹽、

是方下、飯山領中野平、

煤花川出水御届、八月八日御進達、

私領分信州水内郡煤花川上日影村之内字岩下組地内、地震に而追々拔崩、右川筋押埋、水嵩十八丈程湛溜居候段は、先達而御届申上置候通御座候處、去月十四日雨天打續、十九日晝夜頻之大雨洪水に而、右押埋候場所、幅十五間程、深さ四丈程押破、大水一時に押出、右川下村々、田畑破損、山崩川缺等は勿論、就中、同郡久保寺村、并中御所村地内市村借地、字白岩下續國役御普請所、川除土堤貳百五拾間程、石積六百七拾間餘、岸刳拾壹ヶ所、其外手限普請所土堤千五百間餘、石積六百間餘押流、中御所村之内岡田組江掛り、切川に相成、耕地江川筋相立、居家并田畑石砂泥入等夥敷、莫太之損地出來可申と奉存候、當三月廿四日大地震以來、犀川洪水、猶又此度之水難、再三之災害にて心痛仕候、然る處右煤花川之儀は、犀川同様山中筋方押出候荒川にて、平常は流水少々候得共、大雨之節等は、俄に大水に相成、殊に水勢強、容易之増川

除にては難保、加之、右川除普請出來不申内は、川添村々は勿論、續村々迄一統安居相成兼候付、暫時も難捨置、早速如元形普請可申之處(付脱カ)、追々申上候重々災害に而何分難及自力、當惑至極奉存候、乍併犀川筋廣大之場所、堤川除御普請之儀奉願置、猶又申上候は重々奉恐入候得共、出格之儀を以、右御用序見分之上、一同御普請被成下候様仕度、不得止事奉願候、以上、

月日

〔永鑑雜誌〕善光寺地震取調材料六册ノ内、戊、
文部省震災豫防調査會所藏

○屋代驛ノ人唐木銀次郎ノ纂述シタルモノニテ、其第五卷ハ本書ナリ、

四月廿五日

信州高井郡水内郡村々、去月廿四日夜地震之上出火に而、民家御

届書、

眞田信濃守御預所村々、追々御届申上置候通、去月廿四日夜、稀成大地震に而、高井郡、水内郡村々、民家押潰、死失人有之候に付、早速見分役人差出候處、別而水内郡權堂村之儀者、右地震に而皆潰同様之上、善光寺町方出火、死失人等取調候處、左之通御座候、

水内郡

村高六百七拾石壹斗八升八合、

權堂村、

總家數三百七軒、

一燒失家數貳百七拾四軒、 是は潰之上、燒失仕候、

一燒失土藏并物置之類、四拾八棟、是は右同斷、

一居家三拾三軒、

一土藏并物置之類、拾五棟、 右は半潰に相成居候、

一御高札場壹ヶ所、 潰之上燒失、

但、御高札は別條無御座候、

一寺三ヶ寺、右同斷、

但、明行寺、普濟寺、往生寺、

總人數千六百六拾三人之内、

一死失人八拾九人、 不殘載帳之者に而、他村之者無御座候、

内

男三拾八人、 女五拾壹人、

外に

百拾三人、

怪我人有之候得共、農業等に差障候儀無御座候、

一貯穀郷藏無之、身元宜者に而預り置候處、右入置候土藏押潰候上、燒失仕候故、貯穀不殘燒失仕候、尤追年世柄宜相成候節、無油斷積戻候様申渡仕置候、

同郡

震災豫防調查報告第四十六號

乙

村高百五拾五石六斗三升七合、
中尾村、
總家數貳拾七軒、

是は地震に而皆潰に罷成申候、

一土藏并物置之類、三拾壹棟、

一御高札場壹ヶ所、

但、御高札は別條無御座候、

一宮貳社

右三筆、皆潰罷成候、

總人數百貳拾八人之内、

一死失人八人、他村之者無御座候、

内男三人、女五人、

同郡

村高四百五拾五石貳斗三升七合、
津野村、

總家數三拾軒、
古科、

此外、銘々土藏并物置様之類、破損仕候、

同郡

村高八百七石五斗五升七合、
栗田村、

總人數五百五拾八人之内、

一死失人五人、

内男三人、女貳人、

右は、善光寺町親類方江罷越止宿仕居、怪我仕候付、早速
引取療養相加候得共、相重り死去仕候趣、追々訴出申候、

一居家并土藏物置等、大破損仕候得共、潰無御座候、

高井郡

村高九百三石五斗壹升七合、
大島村

總家數百貳拾軒、

一潰家數四軒、

但潰家之儀、最初地震之節大破損仕候付、手入も仕候得

共、追々之地震に而相潰申候、其外土藏物置之類、大破

損仕候、

同郡

一(原本、村高ヲ逸セリ)
幸高村、
外拾ヶ村

右は、居家并土藏物置之類、銘々大破損仕候得共、潰家

無御座候、

右は、真田信濃守御預所信州高井郡、水内郡村々、去月廿四

日夜亥刻頃、稀成大地震に而、民家押潰、死失怪我人有之、其

上出火有之、燒失家其外死失人共取調、書面之通御座候、尤

死失人之儀、見分相糺候處、燒失并潰死に相違無之、外怪敷

儀一切相聞不申候、其上他村之者無之候間、夫々取片付候様

申渡、且川附川々、耕地は勿論、御普請所土堤、岸崩、地割出

來、泥水吹出し候儀相止、右割口壹尺、貳尺、深貳三尺有之、其上耕地一圓、田畑共高低出來、田方は水懸り差支、畑方は容易に地平均出來兼、右様之次第に付、用水揚口關杵大破に付、追々用水肝要之時節に差懸り、旁土堤缺崩、關杵急破、御普請願出、役人差出見分目論見罷在候、且又兩郡村々、牛馬之儀者至而少く候付、怪我一切無御座、且又權堂村、中尾村之儀者、差當り夫食差支候間、信濃守手内方取扱筋、早速手當仕候儀に御座候、則別紙權堂村繪圖○繪圖ハ、原本ニ缺ケタリ、相添、此段御届申上候様、在所役人共方申越候、依之申上候、以上、

眞田信濃守家來

未四月

座間百人

御勘定所

乍恐以書付御届奉申上候

- 一 居宅、間口五間半、横三間半、治三郎、
- 一 居宅、間口七間半、横貳間、嘉右衛門、
- 右續き長四間、横貳間、離座敷、
- 一 居宅、間口三間貳尺、横六間、茂左衛門、
- 一 居宅、間口七間、横五間、和藤治、
- 一 土藏壹ヶ所、長貳間半、横貳間、
- 一 物置壹ヶ所、長貳間、横貳間、

- 一 居宅、間口六間貳尺、横四間、友吉、
- 一 居宅、間口四間、横五間、與作、
- 右續き貳間四方、(離座敷脱カ、次ギ同ジ)
- 一 居宅、間口六間、横三間、仲治郎、
- 右續き貳間四方、
- 一 居宅、間口四間、横六間、七兵衛、
- 一 居宅、間口三間貳尺、横貳間半、島藏、
- 一 居宅、間口七間、横四間、廣吉、
- 一 觀音堂、間口貳間、横貳間半、恒吉、
- 一 土藏壹ヶ所、長八間、横貳間、莊吉、
- 一 同壹ヶ所、長八間、横貳間半、
- 一 片平屋壹ヶ所、長三間、横九尺、
- 一 物置壹ヶ所、長三間、横九尺、太市、
- 一 物置壹ヶ所、長九尺、横六尺、嘉忠治、
- 一 片平屋壹ヶ所、長貳間半、横七尺、正平、
- 一 片平屋貳ヶ所、長四間、横六尺、林吉、
- 一 物置壹ヶ所、長貳間、横三間、九平治、
- 一 物置壹ヶ所、長四間、横貳間、佐治右衛門、
- 一 物置壹ヶ所、長三間、横貳間、友右衛門、
- 一 居宅、間口四間、横四間、圓作、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

一物置壹ヶ所、長貳間、横九尺、幸助、
小以 貳拾五ヶ所、本潰、

内譯

拾壹軒、居宅、

拾三軒、土藏、物置、

外に離座敷、三棟、

觀音堂、壹ヶ所、

半潰、

一居宅、間口六間、横五間、七郎兵衛、

一土藏壹ヶ所、長三間、横貳間、

一居宅、間口三間、横六間、角兵衛、

一居宅、間口三間、横貳尺、横六間、五兵衛、

一居宅、間口八間、横四間半、祖右衛門、

一居宅、間口貳間半、横三間貳尺、長吉、

一居宅、間口三間、横貳間、安兵衛、

一物置壹ヶ所、長三間、横貳間、源六、

一土藏壹ヶ所、長三間半、横貳間半、平九郎、

小以 九ヶ所、半潰、

内譯

五ヶ所、居宅、

四ヶ所、土藏、物置、

△三拾四ヶ所、

右之通居宅、土藏、物置、本潰半潰共相改、御書上任候處、相違無御座候、以上、

(屋) 矢代村

名主 銀右衛門

同 富左衛門

組頭 平次兵衛

同 正年

同 新治

同 要之助

長百姓 恒左衛門

同 七郎兵衛

郡御奉行所

乍恐以書附御届奉申上候、

當村嘉右衛門孫

一變死人

み と

但壁に而脊之方押潰され、外一切疵無御座候、

當村安兵衛借屋仲次郎女房

一同

く の

當未三十六歳

但二階極木に而肩先々脊を掛被押潰、右木形附居申候、

右同人子

一同

彌三九

當未十四歲

但梁に而頭被押潰、平形に相成居、外疵一切無御座候、

當村與作女房

一同

じゆう

當未四十八歲

但梁に而脊中被押潰候得共、夜具有之候故哉、疵所一切無御座候、

當村源五右衛門借屋島藏女房

一同

つた

當未三十八歲

但壁に而被押潰、外疵一切無御座候、

右同人子

一同

金五郎

但母つた下に相成居、疵無御座候、

當村

一同

茂左衛門

當未三十二歲

但梁に而顔少々摺疵御座候、

當村柿崎源左衛門借屋繁右衛門子

一同

とこ

當未十歲

但志川村莊左衛門方へ罷越居、梁之下に相成、疵無御座

候、

右者、先月廿四日夜大地震に而、居宅搖潰候節、逃出し兼、壁并に二階極木又は梁等之下に相成相果候に付、其段先御届申上置、歸村之上、銘々親族組合私共一同立合、死骸相改、御書上任候通相違無御座候、以上、

矢代村

名主

組頭 前書之通、

長百姓

弘化四丁未年四月

郡御奉行所

以書附奉願候、

當社山王宮神事に付、御定式之通御供糶頂戴仕、難有仕合に奉存候、然る處當三月中之地震に付、見合仕度奉願置、地震相止候はゞ神事執行之儀奉伺度、御祈念執行而已仕、御祓獻上仕罷在候處、今以相止兼、其上御領内損亡之村方多分御座候得ば、地震相止候迎、神事執行仕候儀奉恐入候に付、當年之儀は神事延引仕度旨、(兩方)雨宮江も申談、依之頂戴之御供糶を以て、當月廿五日か來月朔日迄一七日之間、當社於神前、御上様御武運御長久、地震靜謐、五穀成就之御祈念執行仕、御祓獻上任度奉願候、此段願之通被 仰付被成下置候はゞ、難有仕合に奉存候、以上、

弘化四年

弘化四年七月廿二日

矢代村

神主 竹田刑部

寺社御奉行所
郡 御奉行所

前書竹田刑部奉願候通、相違無御座候に付、奥書印形仕奉差上候、以上、

柿崎源左衛門

松崎平左衛門

名主

組頭 各前書之通、

長百姓

口上覺

拙寺儀、例年四月中、當社山王宮祭禮に付、御初穂粃頂戴仕罷在候處、當二月中、地震災殃に付、神事延引罷成候儀に付、當四月中々、於寺内に巻數相認め置、是迄 御武運長久之御祈念仕罷在候得共、此度右御初穂粃料を以、當月廿八日、先例之通相認め置候巻數、神前へ相捧、御武運長久、五穀成就之御祈禱仕度奉存候、此段御聽置可被成下候様願上候、以上、

矢代村

弘化四年七月

法花寺

岡島莊藏殿

竹村金吾殿

山寺源太夫殿

磯田音門殿

我國は神國にして萬國に勝れて人物聰明、五穀熟し、神明幸福を降し給ふといへども、自然と天災地殃なきこと能はず、そのゆゑいかなれば、諸人久敷泰平の恩澤に浴し、安靜にならふ時は、おのづから奢侈にうつり、止ることをしられば、天是を惡んで災を降し給ふ、其變同じからずといへども、大山崩れ江河溢るゝ地震にまして恐しきことはあらじかし、其往昔推古天皇の御宇にて、大地震ありて萬民恐怖の色をなし、地震の神を祭りて災禍を遁んことを祈る、其後文徳天皇齊衡三年三月、朱雀院天慶元年四月に大地震あり、天慶には主上御殿を去り給ひて常寧殿の前にわたらせたまへり、四月十五日を八月にいたるまで震ければ、上下家中に不安堵と古籍にしろしたり、近くは越後國三條の大地震、寺院町家に至るまで不殘倒れ、地裂て(泥カ)口水押出し、其上出火にて焼死のもの幾千といふ數をしらすといへり、夫は海邊濔薄の地にして、山嶽堅厚の地にはなこそおもへるは、おほいたがへり、泥土の地、砂土の地は、氣伏せずしてもるゝ故に、

地震する事すくなし、温暖の地と多石の地は、氣内に伏して洩ざれば、地震大にすることあり、我信濃國は光孝天皇の御宇仁和三年丁未七月晦日、大地震あり、大山頽崩、河溢、六郡城廬、拂地漂流し、牛馬男女、流死成_レ丘と、扶桑略記にしろし、九百六十壹年の曆數を経て傳聞人稀なり、然るにことし弘化四年丁未に至り、去冬_ノゆき積る事薄くして、春暖氣早く至り、最早二月穀雨には、桑の芽いで、櫻花満開となれり、當國は中國とたがひ、立夏頃ならては、花咲こともなかりしに、其頃になりては山陰のはなだに不殘ちりしき、青葉茂くなりぬ、桑早く芽生れば、蠶養繁昌ならんとおもひしに、不順の霜降て不殘枯せり、草木の時に先だち生茂るは、不順の熱氣内にありてむせばなり、冷氣是をおす時は、地震大にするしるしなるべけれども、神に通ずる人なければ、悟ることなし、當春は善光寺如來、三月十日より四月晦日迄開帳ありて、諸國より諸人參詣することなれば、宿驛の旅籠屋はいふにおよばず、茶店小間物店、其外奉加の出張、新規に取立、往來の賑ひわたること大方ならず、然るに三月廿四日の夜五ツ半ともおぼしき頃、俄に地震して、殿堂伽藍はいふにおよばず、民屋商家震ひ倒し、山嶽のくづると音は天地をひびかし、地震の鳴動すること雷のごとし、上下男女壹人として家

に居るものなく起出で、子は親に取付、婦は夫にすがり、ふるひわななき、今天地も覆るかとおもふ許なり、稻荷山より山陰の西山中、北の方善光寺に至るまで、猛火天を焦し煙々たり、是は地震に倒れたる家より出火して燃上るといへご茂、一統のことなれば、近郷より馳集り救ふことなければ、只燃次第也、善光寺旅籠屋、坊所に至る迄、何百人といふ數をこらず、家毎に泊りたる旅人ども、遁れいづるひまなく、梁、棟木等、落重りて押たふされ、死するもいまだ死せざるも、ともに焼れて泣叫ぶ聲、遠近に聞え、助け呉よ〜とよばくる聲、やむことなし、誠に善光寺は三國傳來の如來のまします所にして、今開帳の折から、常燈明其外家々のともし火、てらし揃へ、白晝の如く、讀經念佛の聲、四方にきこえ、恰も極樂世界もかくやあらんとおもひし所、地震ひと度震へば、ともし火忽消て常闇となるかとおもへば、出火盛りに燃上り、臭穢の煙よみにみちて、焦熱叫喚地獄を目の前にみるが如し、かなしいかな、親は子をおもへごも助ることあたはず、主は從者をおもへごも救ふこと能はず、廿四日の夜より四五日の間に、さしも繁華の善光寺の町家、寺院、坊所に至る迄灰燼となりて、人の死すること幾千といふ數をこらず、しかりといへごも御堂、山門のみ残れるは、いまだ佛法

の盡ざる所にして、如來の御徳によれるかと、人皆奇異の思をなしぬ、かくて御堂ふるひわたりければ、如來の尊像、東の方四五町へだよりし小田の中へうつし奉りて、いまだ假屋だに作りまゐらせざりしを、諸人集り、板葺にして安置し奉りけり、然るに參詣の貴賤群集して止事なければ、結縁のため開帳あること元の如し、幟小旗等建つらね、あま店の者共おのがさまへ活計をなしぬ、扱いなり山の町家は、四五ヶ所出火して、既に壓死せし人は是非なけれども、いまだ潰家の空虚なる所に生ある者ども、又は梁、桁などに手足をはさまれ、遁るゝことを得ずして、聲を限りに泣叫といへども、猛火しきりにもえきたり、助る人もなければ、何百人といふ數を知らず死亡せり、無慙といふも餘りあり、其後諸國々旅人の跡を尋ねて來るといへども、宿驛の旅籠屋、家内の者迄焼死せしことなれば、行へしれず、殊に宿帳といふものも焼失してなければ、尋ぬべき手段なし、定めて出火にて焼死やしけん、地裂て埋れやしけんといふて歸るばかりなり、哀といふも中々おろかななり、かゝる折にも松代、上田の城主の君は、仁慈の御心深くおはしまして、御領分の手負どもを醫師におほせて療治なし給へり、君恩の高きこと報せんとするに限りなしと、如何成愚民たりとも思ひしるべきこと

なりけり、扱其夜々犀川の流止りて、次第々々に水あせて、わたるに踵をぬらすことなし、定而山拔ありて、忽大水溢來んと思ひしに、更科郡岩倉村、孫瀬村の上なる虚空藏山といふ所、長さ壹里、幅半里程の山裂て、民家、田畑、樹木其儘にて、犀川へ移り込、川形八町、幅貳百間餘、高さ三十丈餘、名におふ岩倉山の岩にてせき留、又久米路の橋むかふなる岩山裂崩て、過半犀川へ落込とめたれば、容易にくづるゝことなし、依之橋場、新町、穂苅等、忽水中となり、此久米路のはしは、當國の古跡にて、詩歌に心をよする人々、千歳のいにしへよりゆかしむ所なれども、此度の洪水にて、數十丈高から、水上方へ流れぬ、今よりこの古跡をみることは、おもひば、をしむべきの極也けり、中にも新町は、地震にて家を倒し、出火にてからき命を遁んとする時、大水みち來て、住家田畑とも水中となる、其難澁言語に述難し、此犀川は其源駒ヶ嶽を出で、飛彈境なる野麥峠を出來る川と落合、其外谷々の流落入、丹波島に至りては、當國に名高き大河と成て、其流激くして棹にて渡すこと能はず、大綱を水面に張わたし、數十人の舟人懸り、二舟渡三舟渡にて漸わたすこと、諸人のしる所なり、此川一日も止め置ば、いかなる山拔

ありてせきとむることも、忽押切んとおもひしに、三月廿四日
 方四月十三日夕方まで二十日の間湛へたる水、谷々にみち
 て、次第々々に水三十里餘の所迄溢れて、其深さ何十丈とも
 いふことをしらず、凡貳拾八ヶ村程、水中に入しとなん、人
 皇七代孝靈天皇御宇には、一夜の間に近江の湖水出来しと
 あるを、人皆あやしめども、かゝることをみれば、今更疑ふ
 べきことにもあらず、其村々の難儀なることは、水みち來る
 時は家財諸道具取出し、小高き所へ運び、猶みづ満る時は高
 き所へ遁れ、峰々に假屋をかけてありといへども、數日水湛
 て切るゝことなければ、雨ふりなどには家根もりて、折角は
 こびし家財、諸道具、俵、かますに至まで濡ひちて、いかんと
 もすべき様なし、湖水の如く湛へし水を見おろせば、住馴し
 家は木の葉の浮める如く見えて、田畑作物迄水底になりて、
 再もとの村立にかへるべきこと(と脱カ)もおもはれず、嘆き悲む事
 限なし、依之眞田家には、民の急難をすくふの手段なさんと
 御見分ありといへども、右岩倉の山ぬけは、名におふ巖石に
 て、禹王再び出て水を治め給ふとも、中々堀割事なり難かる
 べし、其所自然と水満て切るゝ時押出すの要害とて、小市村
 の上なる山、崩て犀川へつき出しあれば、水激くして川中島
 へ押出ん事を恐れ、其所堀割、小松原地内へ數萬の人夫にて

土堤を築給ふ、其度(役カ)は容易のことにあらじと、大臣恩田氏出
 役有て人夫を勵まし勤給ふ、百姓は御觸ありて最寄の山へ
 引うつり、小屋掛に住居をなし、家財の輕き品は、遠方の親
 類へ運び、残れる品は或は二階へ揚置、大木へつり揚置とい
 へども、數日水きれざれば、盜難を案じ、居村へ歸り居る者
 ども、不時に右止所切れれば溺死するものあらんと、岩倉邊
(と脱カ)松代迄數ヶ所狼煙をかまへ、水あふれ出る時は、水下村々一
 時にしらせ、民の流失を救はんと計り給へり、然るに四月八
 日、九日頃方、岩倉の止所水面渦卷といへども、水何方へ行
 ともこれず、其頃江戸方御勘定方御下り有て見分し給ふに、
 追付切んといはれしよし、かくて切れし時、矢代宿に泊り給
 ふ、大水川中島へあれ出たると聞、宿内の者共周章せしに、
 此所へは水來る事なし、昨日町見にて計りし也、必騒ぐこと
 なかれといはれし由、流石天下の御役人の御賢慮、格別成者
 也、扱十三日七ツ時に至り、岩倉の止所俄に音を發し、山上
 山下に響渡り押崩れ、小市村の上迄、右留所の山其儘押出
 し、野廣き所に至り崩るゝといへ共、はねマと成、恩田氏數千
 の人夫にて數日築立し堤大い成といへども、何かは以てた
 まるべき、忽崩て小松原へ横流し、本流は丹波島へ至るとい
 へども、即時に川中島一面の水となり、人家田畑押流すこと

震災豫防調査報告第四十六號

乙

恐じき許也、其前日七ツ時迄に、眞田家方壹人も不殘立退べきよし御觸有、其上相圖の狼煙ありて遠近につぐれば、溺死の者少しといへども、欲に迷ひ居宅に歸り居る者ども、水溢れ來らば、木に登り、筏に乗、又は立木に高く棚をかけ置、其所へのぼり遁んどかまへし者ども、殊の外大水激流にて、樹木を押倒し、筏を流し、大石大木流來て、木立を碎ば、釣あげし櫃長持ふり落し、かけ置し棚碎て、のぼりし人々溺れ死し、或は屋根に登りて流れ行者ども、川東なる大室牛島へ吹付られ、水あせし折から命を助る人も有、又遁れ出て舟に乗らんとしてのる事能はず、押流され、變死せしもの少なからず、かふる時には遁出て助るものか、家にありて死する物か、其わかちをしらず、只天命にまかするのみなり、欲に離れ財寶に目をかけず、一命を全くすべきこと肝要也、廿日の間湛へし水、僅二時許の間に押出せしことなれば、川中島は矢よりも早く、下流の大瀧幅せまくして急に吐ことなれば、川東村々、家を流し流死する者數をしらず、其水夕飯焚頃なりしかば、水至ると聞て其儘逃出し、跡にて燃上り、大水中に數ヶ所火事杯もあり、いんごくといふあたりは、水深さ七間程もありとなん、その折しも千曲川渡し舟ども、越後への通船、川中島へ漕出させ、木に登り居、又は屋根にの

ぼり、流れ來るものどもを助けられたり、中にも哀にみえしは、助舟來りしとて、屋根を下り舟にのらんと軒端に至る時、親子三人水中に落入、むなしくなりしとなん、かく許の大洪水なりしかども、海津の城○松代城は堤防たもちて水溢るゝ事なかりしとなん、是全く犀川は遙下にて千曲川へ落合、小松原方の横流は横田安坂邊にて千曲川へ落入、其水先を除し故なり、此城は甲州の軍師山本道鬼入道の繩張にて、兼而水理を計て築しものと見えたり、中之條御代官には、御此頃御代官川上金吾助支配所村々御見分ありて、種々心を盡し給ひて、殘る所なく差圖なし給ふ、道中も駕籠にめし給はで、歩行にて道筋の馳走を禁じ、犀川の舟塲前後の淺瀬等も、當節の事なれば、自越すべしとの玉ひしとなん、民の憂を顧み給ふことかくの如し、此君在陣まじましてより、訴なからしめん争訟明斷し給へば、郡中に狡猾の民なく、皆淳朴にかへり、姦佞邪智の者かくれて、忠信正直の者志を得たり、老幼を憐給へば、孝慈の心を起すもの多し、是皆教化するものならん、かくて大地震の後には豊作なるものなれば、作物の手入怠らず勵むべしと給ひしとなん、後に思ひ合すべし、松代領は百姓住居流し難儀ならんと、無難の村々に仰付られ、わらかや材木を出させ、小屋掛に住居をなさしめ、大釜を數ヶ所かけ、飯

を焚、數萬の百姓を扶持し給ふ、扱水あせぬれば、流れ残り
 し家々へは泥土石砂押入しこと、深さ四五尺、田畑の作物皆
 荒と成、其上用水路押埋め、中々にもこの村立にかへるべき
 とも思はれず、然れ共百姓壹人も外へ立退くべからず、此方
 にて扶持し置べしとなん、其上數多の百姓變死せし事を悲
 しみ給ひて、妻女山にて大施餓鬼執行し給へり、民の父母と
 もいふべき君なりとあふがぬものこそなかりけり、(レカ)上田の
 君も亡靈の爲に供養し給ひ、小屋掛の入用扶持米等下し給
 ひしとぞ、領主々々の心を盡し給ふこと少からず、誠に此度
 の大變言語に述る所は、萬が一にも及ばず、三月廿日より日
 日に地震止ことなければ、今や家を倒し命や絶ん、火災やあ
 らんと恐をなし、越後境々上田小諸邊迄、家に居る者壹人も
 なく、庭上に假屋をしつらへ住居をなし、火の用心嚴重に可
 致由御觸ありて、庭上亦是野田の堰等へ竈をこしらへ、飯を
 かじぎ、内には燈だにならごと觸廻り、かゝる時には窮迫の
 者多ければ、盜人の用心肝要也と、村々夜番拍子木、鐵棒之音
 絶る間もなし、地震の鳴動する事は、地中にて大筒を打が如
 し、亦是雷の轟くが如し、或は雷鳴なくして震ふ時もあり
 て、如何成ともしれず、當節まで此邊は格別の難なこといへ
 ども、追々大地も打かへしやせんと恐れをなし、神明に祈

り、佛陀に頼みて、神子神主山伏杯、祈念祈禱をなし、何日に
 は大地震有て村々の人過半死すべしなど、神の御告といへ
 ば、老若男女心痛すくなからず、最早地震始り三十日を経
 れども止事なし、越後國高田、三條杯にては、地震にて泥水
 押出しとあるは、海邊故と思へしに、(ヒカ)此度いなり山より引續
 き西北の村々、眞土堅厚の地裂て泥水押出し満水の如し、若
 うてゐて作物を荒し、或は用水を押し埋め、堤を崩し、川敷を
 高くし、岡を川となし、土手の如く高く土を盛上げ、新泉を
 開き、舊流を塞ぎ、温泉を導き、種々の變擧て數へ難し、都て
 この度の大變は、水内、高井、埴科、更科四郡、筑摩、小縣二郡
 は災少し、就中、飯山は格別の大變にて、城郭地中に落入、町
 家高くゆりあげ、變地いたし、出火にて死亡數を知らず、領
 分之百姓、家を潰し田畑をあらし、其災大い成といへ共、程
 過ければ委敷ことは傳へきかず、須坂領分も多分の荒、亡村
 いたせし所もありとなん、牟禮も不殘潰れしとなん、其跡焼
 失、水内郡山中山抜の場所、何百ヶ所と云ふ數を知らず、川
 筋を止めしは虚空藏山、久米路の岩山、すゝ花川の山、ごじり
 川の山、かや川の山、其外數ヶ所の山崩れ、流れのこらず止
 り、丹波島舟場、水一滴もあらず干潟と成りたり、此事は前にい
 ふべきことな
 れども、こと繁くなれば、ここに
 いへり、あやしむことなけれ、水内郡念佛寺村臥雲院は、地裂て地

震災豫防調査報告第四十六號

乙

中に半分入しといへり、藤澤村民家不殘、犀川へ落込、他行者三人残りしのみ也、北山中にては七八村、壹人も不殘死したる村もありと聞り、扱地震は地脈あつて震行物なれば、其筋に當りては如何成家成とも倒れずといふことなし、萱ぶきは倒るゝといへども、居りて死亡すくなし、死萱は重ければ潰るゝこと早くして死亡少し、近邊姨捨山月見堂轉び落潰れ、八幡村、鹽崎村、元町、長谷村潰れ、長谷寺石垣崩れ、舞臺倒れ、本堂庫裡半潰れ、唐樂寺本堂庫裡土藏門口迄、不殘倒るゝ、此寺焼失して年來經て普請始るといへども、成就し難くありし所、上方る名僧來りて住職し、屋根造作等出來、庫裡の葺換まで成就し、親鸞上人の御舊跡にておぼろげならぬ寺なりしに、時の間にかくなりぬる事、をしむべきことなり、松代は中町、木町邊、多分潰れ、荒神町邊も潰るゝ、猶近邊のことは多分の變にあらずといへ共、後年の見合せに大略を記す、杭瀬下新田四五軒宛潰れ、死亡五六人づゝあり、向八幡四五軒潰、死亡なし、小舟山村酒藏瓦屋等潰れ、千本柳村八軒程潰れ、當村東や潰れ、寂蒔村は、いなり山ほど、死亡あり、打澤村同斷、小島村、櫻堂村變なし、矢代口潰れ死亡有、たま〜無事成村方有といへ共、家をかたふけ瓦を落し、石垣をくづせし事少からず、山中邊は拾人貳拾人五

拾人百人不死村はなし、犀川の湛水見に行し人の語りには、孫瀨村にて今日まで地中に埋し人を、松代役人差圖して七拾人掘出せしといへり、其餘の村方もおしてしるべし、誠に前代未聞の大變ともいひつべき事也、漸遁出て命を全せし人も、居宅衣類食物耕作すべき田地なし、只領主の仁愛の扶持にありて命をつなぐ許也、是を思へば人々飽進食し暖に着て猶不足をおもふは、其罪輕からず、終には日月の憐にはづれ、神明の罪を蒙るべきもの也、又此書を見るもの、奢を退け、儉約を守り、御上の掟に背くことなく、身を慎み、家業を勵み、貧窮を憐、昏愚を導き、萬事眞實に行ひ務めなば、神明の加護、佛陀の哀愍を蒙り、家運長久、子孫繁昌の基成んごしかいふ、

弘化四丁未年四月

埴科郡鑄物師屋村

宮坂藤兵衛喜昌 記之

四海浪靜に風枝を鳴さず、萬民泰平を唄、實に目出度御代にて、彼堯舜の御代茂、争か是に異ならんや、爰に信濃國中島は、往昔永祿四年秋、武田信玄上杉謙信兩虎相争ひし古戰場にて、今年弘化丁未年三百回忌に相當る迎、先年戰死亡靈の追

善に、左典厩信繁の功德院なる杵淵村典厩寺に於て、一七日の千戒回向有之ける、則ころは三月下旬也、未だ結願にもならず、同月廿四日、此日天朗に風治り、誠に信濃の國は塞國にて、春の景色も後れ勝、四方の野山に咲櫻、川岸の柳も綠を増、都の錦も斯やらんと老も若きも浮氣立、遠近の畠の菜の花咲滿て、空飛鳥の聲々も絶ぬ風情の面白く、實に春霄一刻價千金と云れし樂天も、是をや言ならん、最早日茂夕陽に傾けば、眺めに絶ぬ氣色だに、良黄昏て遠寺の鐘も響き渡り、無常を告る頃になり、淺き凡夫の露の身を、別を告友がき茂、心々我家々々に立歸り、既に初夜も過、戌の中刻、閨の燈火絶々に、近所隣も物靜に、只喧き物は軒を窺ふ犬の聲々云ん方なき折禮(社カ)あれ、大地頻りに震動し、四方の大災となりにけり、先有様を尋るに、松代中町、伊勢町、木町、鍛冶町、小越町、田町、荒神町、女田町杯、家居残らず崩れ倒れ、適立残る家有共、桁を折、柱を摧き、壁を落し、忙々たる有様也、實に松代に限り、かゝる變災に火の元用心嚴重にて、小屋一軒も焼立ず、是偏に 大守の御仁徳のいみじき所、聞人感じ奉る、此外町内町外在々所々、死人怪我人數知れず、同時に善光寺も地震して、家居九分通り崩損じ、其上所々出火して、先東口は横山、南口は大門口、西口櫻小路を始として、後町、

西町、畠中、長野、西ノ門、阿彌陀院、立町、横町、西横町、東横町、東ノ門、岩石、伊勢町、新町、淀ヶ橋、片輪(端)、東町、武井田町、下堀、金谷端、權堂迄燒拂ひ、其上本願上人御屋舖并四十六坊、御堂庭出店、其外猿樂の小屋、山内に數多充滿之分、残らず潰燒失す、香具商人仲間、凡六百餘人死失の汰沙也、既に此年二月善光寺前立本尊開帳にて、晝夜をわかつたず、遠近男女町家に(滿ヶカ)まゝ、佛前には數多の幢幡珍美を盡し、花瓶の造花生花枝を鏝り、數多の香爐に名香を薰じ、數千の燈明堂内を照らし、庭上には數百の夜燈を輝し、其外在町々寄附の燈籠、山内に滿、さながら白晝の如く、衆僧の音樂經誦の聲、心耳を澄し、感涙を催し、九品の淨土も斯やらんと、參詣人幾回同音に稱名の聲やまざりしを、忽變じて修羅焦熱の苦しみと成り、震潰家居の梁棟木柱に押倒され、椽軒端の間に屈伏られ泣叫共、更に是を救ふ人なく、親を助子を救んとすれば、忽火煙來り、手の舞足の踏所に、親兄弟妻子夫を見殺し、煙の中に苦しめ共、是を助る事能はず、中には腕を打折れ、股を削りて逃走も有、折節南風烈しく火塊を吹立有様は、秋の木の葉を吹にひとしく、火は所々に散亂し、油屋酒屋屋燐焔店杯へ火移り、其音轟々として山谷にひびき、大地を吹上、火塊を飛し、天を焦せる有様也、剝湯屋杯は數十人湯坪の内

に浴し有ながら、家根亦是天井、湯坪の上に落重り、出る事能はず、追々に釜場へ燃込、湯熱上り、生ながら熱湯の苦しみ、其外に家毎に半死の者共、腕股腰膝元迄次第に焼來りて、其苦しみ眼も當られず、又は場所能き間に有合、無疵の人、四方八方の火塊雨霞の如くに飛來り、煙は天の隱し地を覆ひ、そがために方角を失ひ、火の中へ飛入死する物、其數を知らず、將又大寺は權堂妙行寺、東町康樂寺、東ノ門觀慶寺崩倒れ、中にも後町正源寺は御堂残りしか共、只立居るのみ、境内諸堂残らず焼失、其外小寺小院擧て算へがたし、嗚呼悲哉、泣叫其聲は近郷にひびき、其中に大勸進半燒、山門御堂は残りしか共、大地震故大半損じ、西の釣鐘を落鋪石は拗ぎ、^(常)上夜燈の分は不殘倒れ、其ひびきいくばくぞや、筆にも盡し難し、^(寺脱カ)扱亦善光如來は朝日山へ御飛越有て光明赫耀たる趣、里人云傳ふ故、大勸進并衆徒町内老若男女、奇異の思ひをなし、急ぎ迎ひ奉り、善光寺裏箱清水村前沖へ安置し奉り、^(是假堂也)此外裏町小路々々其數算へ難く、地の死人七分通り、旅人凡壹萬人餘茂燒死壓死、聞人肝を失ふ、翌々日廿七日の暮方、漸下火に相成、追々消口相付られ、南口下後町、東口相の木村、西口腰村なり、此節大地震にて、所々水口不殘潰、道橋損じたる故、火を消事能はず、殊に裾花川山崩に

て水留り、同犀川同夜九ツ時、更級郡山平林村虚空藏山大拔、川向は水内郡水内村花倉山へ押掛り、崩口凡壹里、高さ八十丈餘拔落、其上村方二ヶ村犀川へ押出し、留口の高さ七拾丈餘、突留の厚さ八町餘り留上、水一滴も流れず、其外小流皆山抜にて、川水一向絶て陸路となり、既に廿四日方四月七日迄十四日の間、左許の犀川留りし事なれば、留口の絶頂迄三十丈餘も有之、追々留口滿候ば、如何様成洪水に可相成哉と、川中島は云もさらなり、川北河東の人々、最早々々山家へ引移り、別て島の中は寺尾山、亦是柴の山、大室、加賀井、清野山、岡田山へ逃去、萱場柴原子、イミ、夜露野風に打れ、山林にさまよひ、爰の岩間彼所の木陰に、雨風を凌ぐ方便もなく、貴賤貧福押不分之歎き悲しむ有様は、幾多ぞや、殊に小市船渡しの北眞上山拔落、犀川鋪を留切しかば、眞田侯爲名代と横田何某、本陣は小松原村の裏天照寺山の麓に居、犀川筋の此方也、丸に二つ引の大幕、白地に六文錢の旗押立、老臣恩田頼母、白地に花巴の大幕を打廻し、赤地の吹流しを押立、助役岩下草、郡奉行磯田音人、竹村金吾、公事方奉行山寺源太夫、合役岡島莊藏、町奉行金兒丈助、寺内多宮、道橋奉行宮島守人、禰津綾之助、柘植嘉兵衛、其外數百人出張有之、私領御領之無差引、十五歳以上六十歳までの農家町家に

拘らず呼上、右の場所切崩し、川中島の水防の土俵石俵を以、土堤を築立、將又食物は駄ノ原河原に於て、近在之男女數多呼集め炊出し有之、村々役人へ割渡し、混雜無之様、旗目印を押立、退休之時刻は、貝鉦大鼓を以て相圖を定め、諸將何れも川半途迄進發有之、床机を立て八方へ下知有之、頭分の物は時々刻々見廻り、人足油斷なく相勤、寢食を忘れ働き、殊更石工職人數十人召出し、大石の分は割取、百人持以下下の石は、雪車并繩車を以まさ取、鍛冶職は右人數の道具先がけ、其繁多成事算へ難し、將又松平飛彈守知行所上氷鉋村代官職東福寺源太夫、數人を引連、下堰用水口之右手に出張、數多の大石を積立、情心を盡し普請をなす、尤川水は水上小澤まで山抜にて留上、一滴も流れず、犀川の水底に沈みし村々有様は平、水内、三水、淺野、平林、岩倉、新町、上條、穗苧、吉原、竹房、牧の島、牧田中、大原、日名、橋木、和田、吐唄、川口、町田、下岡、小島船場、長瀬、代村、越中川、細見、相澤、下生坂、上生坂、野平、其外數ヶ村沈没し、拾里餘り水湛になり、既に松本へも湛ひ込、數多水損も有之由、同夜同時稻荷山不殘押潰し、所々より火出で、翌廿六日に至り、殘らず燒失、地の人三百人餘、旅人凡七百人餘壓死燒死と云、其外山中筋虫倉山崩落、地京原、藤澤組家數貳拾軒、土中へ埋込、人

數六拾人餘、死骸不知、其隣郷伊織村、大田組家參軒、土中へ埋込、即死百人餘、其並山續には倉並村、即死六拾人、山田中村即死六拾人餘、先有様を記之、其外怪我人數不知、地震之事日々止事なく、鳴音雷の如く、四方の山谷にひゞき、傾きし家共追々震潰、間々出火等も有之故に、諸人家の庭前に假屋を拵ひ、數日を送りけり、且亦飯山御城下、同夜同時不殘押潰し、其上一圓燒失致し、御城も泥中へ壹丈程も沈み破損致けり、其外在々町々死人、怪我人、家宅土藏幾千萬共、員へ難し、且所々の靈場にては、今爰に大寺の分は有様記す、鹽崎村康樂寺、天用寺、三水村長勝寺、安庭村眞龍寺、岡田村玄峰院、同村動照寺、原村蓮光寺、上松村昌禪寺、吉田村天周院、山中筋笹平村正源寺、大安寺村大安寺、岩草村性乘寺、念佛寺村臥雲院、竹生村明松寺、上條村源眞寺、安養寺、雲掃村、牧の島村普光寺、正明寺、此外所々破壊の寺々、且小寺之分、筆にも載難し、松代領許、潰寺大寺小寺共八十ヶ寺に及故、是を略す、且又地震にて境地割たる事、或は貳尺亦是三尺、場所により八九尺壹丈割、其深は計り難し、山の横合又は田畠の中へ割たる所々水吹出し、黒泥赤泥貝杯吹出しけり、又山中筋には、壹ヶ所之清水を以、一村之飲水に成來しを、一滴も不出、遙に遠方々漸水を求る所も有、然所四月八

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

日夕翌九日に及で、大雨篠を亂し、山々嵩々なる滴水は崩留たる谷川に流れ、犀河筋へ落重る、すはや此時留口押崩れも計り難しと、水下數ヶ村之男女、山々にさまよひ、寢食を忘れ、時刻を窺ふ所、其翌十日の曉八ツ頃留口岩の狭間より、水少しづつ落始め、暮方には餘程太り、十一十二日に懸て、犀川常水の如く流しかば、二の留虚空藏表山拔落、安庭村藤澤古宿を押ぬけ、川向長井村左りへ突掛、高さ十丈餘り、原さ貳町程、尤此所は北は土尻山、南は虚空藏山にて、其間纔貳三町にして、川幅狭き場所故、川筋至て深く、常の水勢にても矢を射る如くなるを、一圓にみ切たる事なれば、是に湛ひ、既に其翌十三日九ツ時分迄に、右場所に水充滿して、危く相見えけり、將又一つの留口に於ては、同日晝後より留口の堤填瀧津瀬、岩を叩ち石を飛じ、其上水上は數萬軒の家、水面に浮みたるを、瀧口に覆ひ來りて、岸間に狭り水をさへざる故、上手の水子を數多呼上させ給ひ、數船を以水上を乗切、障無之様岸の方へ是を片付、其勵事中々言語に述難し、然るを八ツ時北風頻りに吹立、波岸を打、數多の船は岸に吹付られ、水子の物、餘儀なく暫見合居ける所を、凡壹丈餘りの瀧浪貳三度四五度打付ると見えしが、其音百千の雷一度に鳴が如く、山々鳴り渡り震動して、留口の半途下を突

拔、大石を飛し、浪逆立て突落す、水煙深く、左乍ら臚夜の如く、半里四方は雨を降しけり、斯る大川廿日餘りも留湛へたる水幾多ぞや、野山澤谷に充々たるを一度に押下す故、何かは以てたまるべき、唯壹突に貳の留を突崩し、安庭、長井、笹平、瀨脇、山村山、飯森、花上、忽押流し、場所柄に依り川敷の廣狭にて岩を突裂、山を崩し、忽小市船場へ押出す、此形相に、兼而々命じ置れし合圖の狼煙を向山にて揚ると見へしが、虚空に紅白の旗貳流、夕風に靨くと見て、續へて吉久保(ひ)の此方花上山の裏山にて、同合圖の火の手、赤白の旗に千羽鳥、續へて小松原御本陣裏山に於て、陣鉦を打立る、斯る時節迄も、川中島川北水防土堤、數千人を以て引も絶ず築立有之所、此物音に驚き、小市川原に滿々たる人夫共、諸道具さへも取合す、野山に散亂する合もあらせず、先波小市船場眞上坂抜口へ押懸る、其鳴音耳を貫く許り也、拾里四方へも響き渡ると、既に抜口の高さ三拾丈も有之場所、只壹波に押破り、水防の土堤を壞り、ひじりを拗ぎ、石を飛し、川筋一面に押出す、扱又心勝たる者數百人、兩側川除土堤の上に立並ひ水を逐ふ、其(危カ)危き事石を抱きて淵に臨とは斯やらんか、是迄數百人の精力を以て築立し土堤なれば、暫時には切ざれ共、名に負ふ大水波先尖にして、既に岸に滿つかと、此節川除土

堤の上に立たる水を逐人、溜り兼逃去とひとしく、小市表の土堤貳三百間之餘押切、小市村只一波に押流され、其波先小柴見、久保寺村前、荒木、吹上、中ノ御所、市村、川合、松岡、大豆島懸て押流す、將亦川中島水防の土堤も既に危く見掛る所、直に先浪、凡土堤之上三丈餘も高く打重り押來る、何かは以て溜るべき、幾千萬人の辛苦を以て築立し土堤、空敷一時に四五百間押流し、其波勢猛き事、砂石を飛し水煙立、樹木を押し倒し、四ツ谷、中島、小松原、今里懸て押出す、其有様は恰も大山の押來るが如く、渦浪天を漲り、水煙にて壹町先は闇の夜の如く、四方八方へ押出す、先小松原今里邊へ突かけし水は、今井、三ツ澤、布施、五明を横に遮り、南原、貝澤、高田、柴澤、會村、御幣川々、彌勒表手を廻り、下横田、小森々千曲川を突切、岩野土口の弓手へ押懸る、其波先のするごき事、大家小家土藏堂社の無差別、當る所は只一波に押破る、其有様實に磐石を以鶏卵を潰すに異ならず、大木を押し倒し、土堤塚を突破り、又は大石を流す有様、早瀬に木の葉を流すが如く、哀れと云も餘り有、將又四ツ谷、中島邊へ突懸し水は、兩村不殘家藏を押流す、其波先上氷匏、北河原通り、新田、沓町、北氷匏、中氷匏、小島田上下より、南手は小森澤を横に切、北戸部、上布施、下布施、境村、藤牧、廣田々五里澤大土堤にて、

二手に分、北は小島田新田、野澤組を一波に押流し、上底組々大塚邊へ押出し、南手は下布施へ突懸、東福、(寺脱カ)杵淵、中澤、水澤、神明、八幡原前々千曲川を押切、西寺尾直に川中に取巻、東寺尾より田中、加賀井突懸る、扱亦中島々裏手江突出す水、丹波島御普請所大土堤七百間餘押切水と押合、青木島、綱島、北島村組を前後に取巻、大塚兩組を押切、眞島村地内梵天組へ波先猛に突懸、川合前淵本堂と大久保へ突出し、千曲川を横手に、大室放山を水中に致、北は龜岩に突懸、並先々富士淺間弓手に押掛、此所至て洞合故、水暫漂ひ、村入清水、山の神邊迄突揚る、扱又三ツ俣此方々境村前沖へ渡りし水は、藤牧、廣田の裏手々五里澤大土堤より南の街道江押懸る事猛勢にて、高下の差別なく、流家數多押來り、北小島田、西條田中弓手に突懸る、然る所左許なる大土堤、暫切ざる所、荒波するごくして良もすれば危くみ掛る所、遂に大波押來り、中頃押切、小島田村前沖々常然寺へ突懸る、既に境内の邊りに流家七八軒突懸當り、其近邊流家押來る事數多なり、扱亦前後の水まくり立、池田宮々花立江押抜、別て經塚の此方の小窪、狐塚の邊へ、浪卷立て千曲川を押切、柴村へ押かけ、大鋒寺の境内を横に廻し、松原の半途を突切、金池へ押出し、釜谷、牧島を押切、鳥打峠の裏坂々大室、兔久保中ノ谷を

押拔、辰ノ口へ突懸り、其近邊へ五尺六尺の酒桶、其外小桶
 小家大家、數多押寄、同時善福寺境内を突切、既に門所の彼
 方(方ノ下、脱篇アラシ)此方待所に、舟筏を北谷、中谷の半途に漕寄る、且又所々船
 渡しは、水子の者身命を擲て、關崎、牧島、寺尾、柴、赤坂、笹崎、
 矢代其外小渡に至迄、逃來る者數千人を渡送りけり、然る所
 犀川筋へ押下す波先、牛島、大豆島、川田邊へ充滿し、千曲川を
 差揚る事、大山の押來るが如く、先關崎渡場、龜岩坂の半途
 へ押付、其波先猛き事、誠に千曲川の流は、甲斐々當國に落、
 東は碓氷峠、淺間ヶ嶽、其外岳々澤々の水落重る事莫太也、
 古歌にも水上は甲斐の境の遠近を幾里かけて千曲川哉、か
 かる尖き流を犀川々突揚る故、浪逆立事、二三丈餘りと相見
 ぬ、かゝる中をも船子の者共、兼ての嚴命を守り、船舶艦の
 續く丈、逆卷浪を乗切て、逃來る人を助船し、わけて寺尾、赤
 坂は通路宜敷場所故、老若男女の落來る事は山の如くなり、
 中々此形相を見て引返し、立木に登り、又は家の家根に登る
 も有、親族をこたひ、街に散亂す、浪に溺れて死する者數を
 知らず、然る所に大波四方八方に押來り、殊に日は西山に傾
 き、既に六ツ時に及しかば、是非に及ばず、最寄の山樹に船
 を繋ぎけり、且又小松原にて御普請所の大土堤押切と、其儘
 郡奉行竹村金吾、身輕に出立、黄色の陣羽織を着し、馬に跨

り、逆卷浪を横に押切、今里、本戸部、北原に懸り、東福寺、那
 名宮左に見懸、赤坂を乗切、馬喰町口の田岡道の差別なく、
 三里餘暫時に乗付注進す、實に鎌倉將軍家以來、名譽の馬術
 の良家たるに仍て、斯る洪水を事共せず、馬の蹄を躍らせ、
 恰も宙を走(るカ)るが如く、良もすれば大浪馬の鬣に打懸、見えつ
 隠れつする有様、實に天正之明智左馬之助光俊、瀬田の橋々
 唐崎の松を目當に湖上を乗しも斯やらん、元來竹村の家は、
 馬術大坪流の達人、千修萬練爰に顯れ、見る人目を驚しけ
 り、扱戌の中刻には、南は妻女山、西は岡田山、下は淺野、金
 箱、三才邊、川東中野平、小布施の手前、小川原、須坂の弓手江
 懸り、井上邊迄平一面の白浪と相成、左右は建並たる家々も
 水中に沈み、霞める月に村毎の樹々の梢茂先許見え、山の出
 先岩間には、親を失ひ妻子に別れ、歎き悲む者幾多ぞや、將
 又川中島數萬軒の内には、足弱の者に心引され逃後れ、高浪
 に卷立られて、餘儀なく高木に登り、終夜浪に漂ひ、其上數
 萬軒の家小屋、大小の材木、幾程共荒波に卷立られて、立木
 に突懸ける故、木の根を穿ち倒し、流れ死する者も有、流家
 に取付、山の出先森木杯に吹付られて、適助るも有、或者小
 舟を圍ひ桴を組、是を便りに乗出すもあり、かゝる荒浪に溜
 るべきや、船は爰かここに當り、桴は忽に組子の繩切崩て、

高浪に浮つ沈つ、溺死する人數知らず也、爰に一際目立て西寺尾中島組を乗出す大船に、艦先に六連錢の高提灯を押立、其外騎馬提灯數々照し、船には數々の艦を懸、船子共柏子を揃ひて、住家の軒を舟を通じ、名に負ふ並木の松を北に見懸、瀬ノ崎の宮の此方なる古川を乗切、御城を目當に漕寄る、是ぞ君の御乗船、すはとも云ば西條山の麓舞鶴山の別當開善寺へ御引移り有之御用意、兼而命じ置る、然る所に君には御本城より櫻の馬場假御殿へ移らせ給へ、⁽⁵⁾諸役人詰所を固め、諸家中は云に及ず、町家に至迄御城を固め、危を防、君を守護し奉る、爰に夕暮に成しかば、小市山々小柴見、久保寺につづき、小松原御本陣を岡田江懸て、南は清野山々寺尾山、柴山、大室山、龜岩最寄山の出先、峠の出先に於て、數千駄の薪を以箒火を焚べしと御下知有、是偏に川中島に残る人、終夜梢に取付、流家^(に脱カ)絶り、屋根に登り、又は島にイみ、精魂を失ひ居る者共、火勢を以、辛苦を救んが爲の御仁慮也、川中島一圓の白浪と成中に、上小島村地内八幡原は、至て高地に相見え、宮地四五十間四方、水入ざる所有、是に氣を得て、老若男女命限りに飛付、又は流付、且は是を目當に游付るも有、彼方此方々集る人々貳三千人、其外高地、老木に取付居る人、四方の大箒をみて是に氣を付、^(得カ)関の聲を揚力を合せしか

共、活たる心地はなかりけり、然る所夜九時半時分々水少し引際になり、翌日十四日曉の頃々六分通も落、其翌十五日に山野に逃たる人々、追々川中島の我家々々へ立戻りしが、先に云所口にて、或は家を流し愁ふ事も有、親を失ひ兒に別れ悲むも有、残れる家は壁を抜、戸障子を摧き、流木を押込、柱を押抜、場所により藻芥を數多押込、敷居鴨居を外して、家を押流さぬ許、只立居る名のみ、別而四ツ谷、中島、上氷鉋、北河原邊へ懸て、衣服家財は云に及ばず、土藏薪屋物置等に至迄、残らず押流し、剩田畑江は貳間三間又は四五間位の大石を數多押込、其外五十人持位の石は、幾程となく押來り、平一面の川原と相成、是まで先祖舊來の田畑、并に居屋敷の境だに、知れがたく、實に鳥の羽を失ひ、魚の水に離れし心地して、爰に漂ひかこに迷ひ、實に目も當れぬ風情なり、昨日之淺瀬、今日の淵、有^(爲)口轉變の世の有様、然るを厚き大君の憐愍にて、流家は勿論、水差入之分まで不殘喰物を賜る、先川東江者小出村神明宮の大門に於て、日々數百俵を、十五日より廿日迄の炊出し賜る、川中島は、甲越の兩將直戰有し八幡原に假家を構ひ、大幕を打廻し、日々數百俵を炊出させ給ふに付、其場所は何處老若男女の集る事、雲霞の如く、西口は駄ノ原川原におゐて右の如し、何れも六日の間を

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

御救賜り、漸少しは泥を片付、假小屋等結びける故、其後は五月十日迄の内、壹人分米五合宛被下置、其上流家人別家代被下、其外材木は大室、川田邊山々御伐出し、銘々分限に應じて賜る、水差入之分へは、多少に随ひ御救金を被下、加之夏作不殘流失しける故、郡中に兼て積置せ給ふ社倉米、此節配分にて、秋作取入之節迄、心支無之様御助力被成下、貴賤押不分之難有落涙を催せざるはなし、此外村々財穀有之者は、其最寄へ融通いたし、鋤鋤鎌等に^(五カ)至まで、相樂に實意を以て融通致し、強きは弱きを手傳ひ、富たるは衰るを助け、專耕作を相勵み渡世しけるも、是偏に君の仁徳厚きのなす所也、此度の入料莫太にて、凡流家壹萬軒に滿る家洩ざる様、御手充金材木夫食至迄御助成被成下、其外山中筋山拔場、村毎に有之、夫々に夫食金子等御手充を被下、殊更御支配善光寺荒安へも米俵數百を賜り、依之暫時世上穩にて有けり、燒死溺死壓死追善供養のため、諸宗の寺院へ法事執行被仰付、先第一番に松代長國寺、四月廿八日、大施餓鬼法會、是則先年上杉謙信御陣營有し妻女山にて執行也、則供養塔は西寺尾船場に建之らる、二番には五月五日、大英寺、是も同じく妻女山に於て大法事執行、則供養塔は丹波島河原に建之、此外諸宗の諸寺諸山、亡靈罪障消滅、後世安穩之回向、千

曲犀川の邊に、未曾有の大法事有之、實に難有事共也、將又川中島に於ては、用水口不殘損じ、其上堰水筋一圓の川原と成、大石數多押込、何が夫とわかち難く、用水に甚困窮し井の水も無之場所は、拾町貳拾町步行運ぶ族、此儘に過行かば、稻作は勿論、諸作之養方、日々夜々の營、いかゞせん、再是を悲しむ所、君の御仁慮を以て、新に堰水筋を見分させられ、則道橋方宮島守人、禰津綾之助、柘植嘉兵衛、用水懸りとして春日儀左衛門、草川吉右衛門、窪田孫左衛門、其外諸役人、小松原御陣屋に出張有之、晝夜下知有て、川中島御領私領の差別なく、御城下町々在々に至迄、日々人夫を點檢有之、堰筋を掘立、大石の分は割取、又雪車繩を以卷揚、水道^(車脱カ)大土堤は大石を組、上敷八間餘り、築留四間餘、高さ三間餘築立、諸役人人足等に至迄、晝夜心魂をくだき、精力をあげまし、時日移さず、五月上旬に上中下堰、小山口に至まで堀上、水門を立、洪水除之土堤迄嚴重にして、良辰を撰び、同月十五日、五堰一樣に水入致し、依之諸役人并堰方世話役村々役人人足等迄、御盃頂戴仕、一同難有歸村、依之稻作仕付、五風十雨時に随ひ、人民安堵の思をなし、君萬代不易を唱ひ奉る、天性とは云ながら、かく御仁慮有君の御代に、天災も有之者哉、嗚呼前代未聞の變災にて、驚悲こみ、實に生者必滅

有といへども、難棄は恩愛の悲み、會者定離の有とは兼而知りながら、今日昨日とはゆめ幻の心地、親子兄弟夫婦を見殺し、是前世の宿縁ならんか、伏而願くは神國の徳風、永世に仰ぎ、邪曲の志を發せずして、正道によらば、祈らず逆も神明の擁護疑ひなし、慎めや後の人、是必龜鑑たるべしと、見聞の有増套記といへども、中々筆紙に盡し難く、子孫に君恩の重きを傳ひ、地震洪水火災の異變を知らしめんがため、前後(鄺カ)混亂、鄭語に秃筆をはせ畢、

一一筆啓上仕候、益々其地御總容様御壯健に被爲入、珍重之儀奉存候、然ば先達而大地震之節、早速御細書被成下難有拜見致候、如仰此表之大地震、言語絶候變事、乍去御尊宅并拙宅に至迄、無難に罷在候間、乍憚御安心思召可被成下候、次に別家庄吉方、御安事被成下候處、是亦仕合に無別條罷在候間、御休意可被成下候、且亦此度之大變有増申上候、先月廿四日夜正四ツ時、俄に家鳴震動いたし、其上大地震にて、皆家居を打潰し或は倒し、死人怪我人不知數、誠に前代未聞之變事に而、一統氣も魂も失ひ、誠に手之(舞)前足の踏所を知らず、皆家毎に明地に小屋をしつらい、晝夜共に其内にとち籠り居候始末、誠に哀れ成之次第に御座候、

一下五町女田町邊迄、大抵潰れ候、其中に上三町は仕合に一軒も潰れ候家も無之、無難に罷在候事、いか成る神佛之御加護にや、誠に難有候事に御座候、

一此度之大變之内、第一難有事は、松代表に置候而、火難と申事少しも無御座、未だよいの事に御座候間、下口通には湯屋其外旅籠屋等では、火も澤山御座候得共、一向に火難之沙汰無御座、誠に不思議之次第に御座候、夫故潰れ候もの共、多分命たすかり申候、右に付町内にも偏に皆神山之御影と奉存難有、早速一統御禮參り仕、護摩修行いたし候、其節御院主様御咄し御座候にも、大變之夜諸方御遠見御座候處、火之手相見へ候所、貳拾壹ヶ所御座候よし、其中に御城下許、火難無御座、返すく難有候事に御座候、一右大變に付、御町方兩御奉行所外諸御役人様方は不及申、御家中一統御出張に而、夫々御差圖御座候、其内に寺内多宮様、上三町へ御出張被遊、早速人足其差出候様御差圖御座候に付、居合せ候人々引連、下拙共出役、早速欠附見候處、諸方潰れ候内にて、男女聲々に助吳候様泣わめき候有様、誠に目も當られぬ次第に御座候、夫々段々諸方人足集り、大抵掘出し候、その内に御醫師方總御出役に而、藥籠御自身に引提、諸方欠廻り、掘出し候怪我人、直様御療治

被成下候次第、御上様之御情、難有事共、誠に言語難盡奉存候、

一かゝる騒ぎの其中江、又候大變出來仕、川中島邊々老若男女之差別なく、若きは老たるを脊負、親は子の手を引、中には着るゐる手道具杯脊負、有往座往に押來る有様、さながらかないのわく如く、又々いか成事やいで來らん哉と、誠に生たる心地無御座候、右に付御役人方様も御不審に思召、御尋御座候處、今晚地震後、犀川水溜り、一滴も不參、丹波島舟渡し、歩行に而渡り候程に相成、右水湛置、後日一度押來候はゞ、大洪水に相成可申と存、右に恐れ、御城下へ逃參候よし申上候に付、有あふ御役人初、人足之もの共も唯々あきれ果、互に顔を見合せ居候許に御座候、追々夜明けにも相成、段々様子承候處、山中邊至而地震強く、安庭村邊虚空藏と申高山、右大地震に而崩落、犀川貳ヶ所迄湛留、夫故川中島江水一滴も流れずよし申候、

一新町、大地震不殘潰れ、其上火事に而丸焼に相成、又候此度之山崩れに而、犀川水湛候に付、段々上江さしあげ水に而、名にあふ水内之橋、何國江歟流行き、新町、穂苅、向竹房村々牧野島邊之間、湖水の如く相成、夫々上松本御領堺迄、追日而さし揚、夫迄之村々、皆満水いたし候、

一小市村舟場上崩れ落、川はゞ貳三間程に相成、少々宛もり水にて神田川程も水溜り居候、且追日天水次第に溜り候に付、彌々川中島一統大騒動に相成、日々夜々に御城下町西條入の方邊江、米穀着るゐる手道具等持運び、中には馬に爲附候ものも數多、又は歩行にて運候ものも有之、此表よりは御家中諸御役人様方、山中方水御見分御普請懸り、皆火事装束に而御出役之有様、誠に花々敷相見へ、又は古しへ亂世の時節は、かゝる有様かと存候へば、又恐ろしく、在方のも共男女に限らず、小兒の手を引、風呂敷包杯脊負、又は桶小鉢を下げ、さまよい來る有様を見候へば、誠に哀れにかなしく、目もあてられぬ次第に御座候、且五六日も過、水今にも押來る哉と相待居候得共、容易には拔不來、次第水溜候のみに御座候而、今ははや川中島に居難く、赤坂山又は妻女山麓江小屋を懸、女わらべを引越、男共は晝之内米穀色々諸道具等持運、夜は小屋に泊り候次第、凡小屋數百軒許茂御座候、誠に前代未聞、古代稀、後世又可有とは不思はれ次第に候、

一小市村舟場、山崩れ候に付、犀川水溜り拔候節は、川中島一統へ押出し候に付、御普請専らに御座候、右に付、町方江茂人足被仰付候處、此節の場合にては、地震も未だ不

相止、日々大震る(ゆゑカ)い男女共生たる心地も無之處江、又候人
 足に參り候場所は、犀川の真中へ入、何時拔來る哉も難
 計、水溜りかゝる所へ參り候と申もの、誰有つて無之、皆
 尻ごみ致し居、誠に役人に於て迷惑致し、無據組々江人數
 わり付、鬪取に致し、漸々先陣取究、早朝に馬喰町の目印
 御祭禮之節の幟押立、上三町ゑいく聲に而川中島江押
 出し候有様、さながら戦場の如くに御座候、且場所江參り
 見候處、誠に目を驚かし候次第に御座候、五六間四方、三
 四間四方之大石、不數知崩落候、右大石を小松原村側江引
 附、水除に致し候、右に付兩度御賄頂戴、七ツ時分御酒迄
 頂戴、誠に御上様之御手充之程、難有筆紙難盡、御物入之
 程幾許とも難計奉存候、

一御町在方共御人足參り候人數千五六百人も御座候、右に
 御賄握飯貳ツ宛貳度、其上御酒被下、此度之御上様之御思
 召、難有事、御手廻り御行届被遊候次第、川中島御他領之
 もの迄、御思召之程奉感、松代御領に相成度抔申候尊御座
 候よし、

一犀川水留り、先月二十四日夜より當月十三日迄、日數凡廿
 日に相成候、八ツ時カ拔初め、七ツ時分漸々川中島江押出
 し候水勢之有様、目を驚かし候次第、言語難述候、右五六

間四方御座候大石、子供遊のふき玉を吹上候如く吹上、右
 大石を小市村川上カ上氷鉋村迄押流候水勢、實に恐しき
 次第御座候、右押出し候而、四ツ谷、中島家居一軒も無御
 座、皆押流申候、右水道壹筋は、小松原通り今里村江懸り、
 南原通り押流、末小森村(千曲)カ筑間川押出し、小森村大損じに
 御座候、一方は四ツ屋通りカ上氷鉋村通り、末小島田村カ
 芝村舟場上押出し、夫カ段々上へ突あげ水に相成、西寺尾
 村前通り、御城裏御堀際通り、堀切裏向新道長井屋前迄押
 上、乍去堀切村迄は上り不申、桑畑迄に御座候、右に付御
 城内既に危く相成候に付、御町方より人足被仰付、早速御
 町八町カ、人足差出、御城内御要害防致し候、既に御城御
 堀迄水入候に付、御殿様幸貴公なり、御出馬にて水御見分被遊
 候、御家中は一統御供に而、皆々騎馬提灯高張附揃、土手
 際へ一同御揃被遊候有様、花々數見事成る次第御座候、猶
 大御門前内外諸家中、提灯高張、或は御物見之御役人方
 は、登り鉢巻騎馬にて御出張、誠に目覺ましき有様に御座
 候、

一夜の八ツ時分カ水次第引際に相成、二三尺宛段々引候に
 付、夜明には堀切通り一統に引申候、右に付御町人足引取
 被仰渡候、然る所人足江御賄被下候御積之處、御間に合

(所カ)

兼候間、明朝被下候様被仰渡、夫々明朝役人に頂戴罷越候處、御賄に御酒八町へ四斗、御肴めざし八百程御添、被成下置候次第、此節の大變之中、ヶ程迄に御手充被成下候、御上様之思召之程、誠に言語に茂難述、筆紙難盡、皆一統難有頂戴致し候、

一地震大あれ、又候此度水難に而、川中島一統下川添村々、取譯牛島邊、綿内、福島、續て村山通大あれ、御上之御損毛幾許言語絶し候、且水難は相鎮り候得共、いまだ地震は不相止、日々震候には誠あきれ申候、此中に落附候人書留置候處、地震晝夜共に百廿度震候事御座候よし承り候、最早今二三日にて三十日に相成候得共、不相止、未だ世上の人のころし不足に御座候哉、餘り情無次第に御座候、

三月廿四日夜地震に付、御城下町村々御届有増、左之通、

- 一潰家五千六百拾五軒、
- 一半潰貳千四百九拾三軒、
- 一堂宮并社倉藏土藏物置等、數多に付、村々御届不分明に付、相知不申候、
- 一死人貳千八百六人、
- 一怪我人九百廿五人、
- 一牛馬貳百拾四疋、

右村々分、

一町家潰百三拾貳軒、

一半潰百拾壹軒、

一死人廿五人、

メ

善光寺、

一死人千四百五拾七人、

一旅人死人千貳拾九人、

一出家拾五人、

メ

一潰家五拾壹軒、

權堂、田町組、

外に借屋家八拾八軒潰家、

右之他に燒殘居家土藏共、四ヶ所、

一潰家七拾貳軒、

同所町組、

外に借屋百拾八軒潰、

四月十三日犀川水損に付、御届有増、

一村數三拾三ヶ村、

内 家流失六百廿七軒、

同千八百軒程、石泥砂水入、

但し流死人拾三人、

右は、十七日迄之御届、前々々覺悟いたし居候にや、流死人思之外少勢に御座候、

右は次第有増書記申上候、且唯今迄世間にて咄半分と申候得共、此度之大變、中々十倍にも御座候て、日頃之ほら吹共でも、吹きれ不申、誠に珍らしき次第に御座候、いまだ震も不相止、此末いかゞ相成候やも難計、扱々此せつは、江戸表の御すまい御羨敷奉存候、先はあらく申上候、猶文言前後亂筆御用捨奉願候、認候内も幾度となく震、其度毎に外江欠出し候故、猶々前後いたし候間、宜敷御はんじ可被下候、猶乍末筆御家内御一統様宜敷御傳達奉願候、時候節角御厭御凌可被遊候様、乍影奉念上候、恐々謹言、

四月二十日

民 作

柳澤佐忠治様

同 佐井作様

參人々御中

追啓申上候、毎度丸山氏儀、御安事被成下難有奉存候、此度之大地震にて、小屋懸の内江入、又々満水之節は離山杯へ登り、誠に病人は格別氣之毒には御座候得とも、此せつ之儀無據仕合、乍去餘り(さばりカ)も無御座、一兩日以前、月代をはさみ髭をそり候得共、格別氣分も障不申候間、追々はよろしく

御座候はんと奉存候間、先々御安心可被成下候、早々以上、尙々追而委敷可申上候、先は荒々申上候、

唐木榮左衛門カ在江戸市川當助へ書狀寫、

三月十三日夜大霜降、桑皆枯、同廿四日戌下刻頃大地震にて、當宿下入口家四五軒潰、入口茶屋仲藏女房并に悴死、與作女房死、和藤治家潰、召仕之男死、嘉右衛門孫十五死、島藏女房死、繁右衛門女子、八幡村へ行居死、茂左衛門死、其外死人無之、柳玖子居家殘、裏建物皆潰、其外新町組之内、家潰多分、半潰も多分御座候、本町組に而は觀音堂潰、其外潰は無御座候得共、皆かたげ、又はねちり、人々皆普請中に御座候、御宅も北へ少しかたげ候得共、大分之儀無御座候、篠野井村皆潰、少々死候、家半潰、善光寺潰出火致し、皆焼失、如來様御本堂山門殘、坊四五ヶ寺も殘、外皆潰、山中新町皆潰燒失、今は湖之底に成稻荷山宿火四ヶ所もえ出、皆焼失、段ノ原光(林)口寺、岡田村玄峰院、和尙動照寺、鹽崎村康樂寺本堂等潰、寺内之寺善照寺潰、高山寺半潰、天用寺は二度目之地震に而潰、長谷寺庫裡并に寺内長久寺鐘樓門潰、稻荷山元町村皆潰、桑原、中原半潰、八幡多分潰、廿四日夜火事諸方に而十三ヶ所之由、御領分之内善光寺を除き、廿八九兩日に訴出候死亡貳千八百貳拾人之由、其後之訴出候は、又何程哉、山中安

庭村下隣岩倉村、上隣藤倉村拔、犀川へ兩方を押出し川を止、其下にて又止三ヶ所に而犀川を止、今以水壹滴も不下、川中島皆西山東山へ逃去、川中島御領分之苗間は、御殿様を清野村其外最寄之村々へ被仰附候得共、水下らねば田に成候哉、畑に成候哉、海に成候哉不相知、小市村舟場之上、眞神と申山拔、犀川半へ押出し、水下り候節、川中島へつきかけ入候得共、恩田様御乗込にて御手配被成大御普請、御代官様は不及申、其外御役之御侍衆御大勢、御馬廿疋も參居、人足何程とも不相知、大釜拾二、皆御殿様を參居御焚出し、壹人壹喰に握り飯二ツ梅漬貳ツ被下、休は大鼓にて休、鐘に而立候様に御酒被下、茶碗を人數の數づゝ出し、壹盃づゝ被下、上田様又は三千石御知行所方も、思々に人足出、御入用は皆松代様、難有仕合と申、御他領之御百姓、皆難有松代様御下知相守、小松原御普請、昨日頃迄に大方出來、是方又市村御普請御始之由、松代も中町々下より皆潰候由、儀左衛門様御別條無御座、中原傳藏様も御別條無御座、篠野井常右衛門様家潰れ、御家内漸出、繼弟死去、おそのさま御家内、本家へ御出被成被居候、大聖寺様先達而御國御發駕、能宿に只今迄御止宿被遊居、明十日晚當宿泊り御宿割、只今御出、彼は大混雜に候得ば、大通り鳥渡書立如此に御座候、地震以下仲馬も今

以不通用、御宅も淋敷御座候、

四月九日セツ時書

唐木榮左衛門

市川當助様

昨九ツ頃方今朝迄大雨降、山中之水増るべく、大聖寺様昨夜關川泊、松代通にて今晚當宿泊りに御座候、「此所は四月十日に書、」

尙々山中牧ノ島村おしつ内潰れ、御母さま死去被成候外、御家内何事も無御座候、○只今二ツ柳を私方へ人參り承り候處、昨夕方々俵物迄山邊へ持運之由、是は昨夕方々土尻川拔水出候故也、然共又干上りに相成候由にも聞候、長太郎殿御地を無歸、(罷カ)只今御手紙持參被下御傳言も達し被下候、其御地御別條無御座候由、先は大慶、私儀も先日書面半分程書、おすまさまへ談事候處、恒左衛門様細書認め被下、宇根松殿へ頼遣し置候由、御嘶被成候間、延引仕居候處、只今着之御書面、源六殿に止宿之旅人と御聞被成候との御事、是實正之儀に御座候、地之われ候儀、壹貳寸位は源六殿裏之麥田坏にて、清野割地などは幅六尺位、長百間餘も相續割れ、又落入候所も色々御座候、大聖寺様昨夜九ツ過御附被成、今朝六ツ半待御立、(時カ)今晚田中宿御泊り、右御殿様御渡被成候跡、直に布野船渡も止り、御荷物并に人も殘候趣、昨夜

明方御本陣々私座敷之衆へ被申越候、今朝横町吉郎治に承り候所、土尻川笹平村之上にて、犀川之止り候所々下なり、拔、一先水出候得共、又止り候由、左候得ば犀川之水には無之、土尻川之拔水許りと存候、川中島は今以右往左往にて落着不致、迷惑之事に候、先頃迄白米壹升貳合、只今壹升五勺、其外大豆水油等迄皆引上げ申候、是々又職人困窮に御座候、誠に前代未聞之事に御座候、賀茂長明方丈記に、ケ様之事書殘置候得共、犀川之止り候様成事は無御座候、善光寺飛脚待居候得共不參、只今中野飛脚之由、荷物參り候を見かけ、急に書添致し候、尙追々可申上候、以上、

四月十一日四ツ時認め、

唐木榮左衛門

市川當助様

〔地震紀事〕永鑑雜誌所載、

弘化四年丁未春二月廿四日夜亥時地大震、響如迅雷、城樓壞毀、譙門薨墮睥睨倒者、一千二百九十三尺、公第簷頽屋破、柱折壁圯者、不遑屈指、大夫士之家、以至小吏走卒之廬、壞毀有甚輕重、室堂門廡、倉庫厠、一併顛覆者有焉、顛七餘三者有焉、覆半存半者有焉、瓦墮墻仆者有焉、得免者蓋鮮矣、山野當地震時虐燭激發、不知幾十所、焰々烈々、不可嚮近、頽簷破屋、率爲焦土、民庶壞舍、七千零四十一宇、歛舍六千一百七十一

宇、倉廩藁厩壞歛、共七千八百七十九區、神祠佛寺壞歛、共一千八百三十七所、壓死男女、共二千五百九十五人、創夷男女、共二千二百八十九人、屠兒壓死男女、共七十八人、斃牛馬二百六十七疋、社倉湮沒一百單六區、水碓壞毀六十九座、勝房壞燬、共二十六基、哨堡壞歛、共一十三基、田畝荒亡三萬二千八百單五石餘、登時犀川兩岸山崩、壅塞流水、川中突然成二山、上游曰岩倉、高二百八十六尺、長二千四百尺、下游曰藤倉、高六十六尺、長一千二百尺、其中間容七百二十丈、以故下流涓滴不下、丹波島之津、人馬往來、如蹈坦途、岩倉停水爲瀦、泛濫日甚、懷山襄陵、許多村落、淪胥水底、斯境層巒綿亘、田畝民舍之所在、率皆丘隴溪谷、而無平衍、故逆流瀾漫、濶七百步、長至六十里、河中島當其衝、是以村民不安寢食、皆携家眷、搬運糶糧、狼狽入山、棲息樹間、以避水害、犀川壅塞二旬、至乎四月十三日晡時而決、激水所發、掀騰勃怒、不可名狀、水煙暝天、喧逐動地、劈巖折樹、漂溺廬舍、狂濤怒漲、分爲十數道、北穿山麓、直衝東陵、南踰筑摩川而入城隍、嘻殆哉、滿城將爲魚鼈、於是諸有司登壘臨隍、調役夫發百徒、積土豚室滲漏、盡力捍衛、無少休息、已而夜半水退、比至天明、大略復故道、然剩水散漫、村里難往來、漂舍二千四百六十五宇、墊廬二千五百單七宇、倉廩藁厩漂墊、共二千九百單八區、神祠佛寺漂墊、

共二百一十八所、溺死男女、共二十二二人、社倉流亡十八區、水
 磴漂壞共四十座、罹兩災水堰決潰一百四十六所、渠隄潰圯十
 二萬八千六百四十二步強、山崩大小四萬一千零五十一所、新
 瀨大小五十一所、路徑折裂潰墮流亡、共一十六萬四千七百四
 十一步強、橋梁漂毀共五百五十四架、兩川公造土堤流亡二千
 九百四十七步、同石埭流亡八十步、兩川及衆川土堤流亡二萬
 九千零三十步強、同石埭流亡二千九百步強、同斜石柵流亡三
 百單八所、同合掌石柵流亡一千二百三十六座、同滉柱笈柵流
 亡共八千一百四十五步、同斜柵流亡四百七十七所、水閘暗溝
 流亡二十四所、漂船二十五隻、漂村三萬八千五百單一條、勝
 房流亡三基、哨堡被水一基、田畝流亡三萬八千八百四十石
 餘、凡地震之災、飯山、善光寺、稻荷山、最爲可慘、以郡言之、
 水內爲甚、次更級、次埴科、次高井、筑摩、小縣、佐久等又次
 之、越之高田有壞舍、其他隣國有破壞者尠矣、被水害者、水
 內、更級、埴科、高井、餘波及越後亡、地震其始日踰百回、經
 夏入秋、猶日十餘回、或大或小、震前有響、或有響而不震、響
 若遠雷、夫因一震山崩泉竭、陸折畔起、日陷泥涌、咎徵彈輶、
 又有水災、實可謂未曾有之大變矣、於是乎
 吾公、日夜憂勞、與執政議、命親民官、巡檢山野、設廠便地數
 所、爲饘粥救飢民、開倉廩賑貧窮、出貨財振困乏、創夷者授醫

藥、失廬者給廠材、築堤防、通溝澮、國民安堵、始就耕耘、幸哉
 氣候順適、五穀豐殖、咎徵雖不可消除、而休徵亦臻、實
 第下憂勞之効、豈可不欽仰而嘉尚焉哉、余有地震紀事三卷、
 今撮其要爲記、使後人讀之、知所以戒懼脩省云爾、

白露節

七十四翁

鎌原桐山老樵撰

大日本地震史料 卷之十六 終